

2026年度
~
2030年度

KOFU CITY

Promotion Plan for Intercultural Cohesion 2026

こうふし
甲府市

たぶんか きょうせいすいしんけいかく
多文化共生推進計画

2026

令和8(2026)年3月
甲府市



は じ め に

国内の在留外国人数は、令和7(2025)年6月末現在395万6千人を超え、本市においても、7,733人を記録し、今後もさらなる増加が見込まれる中、多様性と包摂性のある社会の実現に向けた動きが顕著になっています。

本市では、平成21(2009)年に「甲府市多文化共生推進計画」を策定して以来、すべての人に住みよいまちづくりを推進するため、これまで、防災・医療をはじめとする生活関連情報の多言語での発信や日本語教室の開催など、多文化共生施策に取り組んでまいりました。

今回策定した「甲府市多文化共生推進計画2026」は、「第七次甲府市総合計画」の基本目標のひとつである、「未来に輝く『ひと』を育む」を達成するための個別計画となっています。

本計画では、外国人市民の地域との共生や安定した就労などを促進するため、より高度な日本語習得の機会を拡充するとともに、日本人市民や企業に対しても、多文化共生への理解を深めるため意識の醸成を図るなど、本市に暮らすすべての方々が互いを認め合い、安心して暮らし活躍できるよう、多文化共生社会の実現を目指した施策を一層進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見をいただきました甲府市多文化共生推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

令和8(2026)年3月

甲府市長 樋口 雄一



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国及び県の施策等	2
3 位置づけ	5
4 期間	5
第2章 甲府市の現状と課題	6
1 在留外国人の現状	6
2 アンケート調査結果の概要	13
3 本市の多文化共生をめぐる課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	39
3 施策の体系	41
第4章 具体的な施策	42
基本目標1 「コミュニケーションで築くまち」	42
基本目標2 「心豊かに暮らすまち」	43
基本目標3 「地域でつくる多文化共生のまち」	43
基本目標4 「国際交流が広がるまち」	44
第5章 計画の推進に向けて	45
1 推進体制	45
2 進行管理	45
資料	46
1 甲府市多文化共生推進委員会設置要綱	47
2 甲府市多文化共生推進委員会委員名簿	48
3 甲府市多文化共生庁内連絡会議設置要綱	49



1 計画策定の趣旨

国内の在留外国人数は、令和7(2025)年6月末現在395万6,619人であり、本市においても7,733人を記録し、今後も増加が見込まれています。

また、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行したことをきっかけに、令和7(2025)年のインバウンド客(訪日外国人観光客)数は4,268万人にのぼり、前年の3,687万人を大きく上回っています。

一方、国内では少子高齢化が進み、働き手の不足など様々な課題が顕在化しています。これを踏まえ、国では外国人の受入れ促進を目的に制度の見直しを図り、令和6(2024)年6月には「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」(改正出入国管理法等)が成立しました。これにより、従来の技能実習制度に代わり新たに「育成就労制度」が創設され、外国人が地域社会と共生しながら、より安心して働ける環境が整えられつつあります。

本市ではこれまで、平成21(2009)年、平成28(2016)年、令和3(2021)年に「甲府市多文化共生推進計画」を策定し、すべての人に住みよいまちづくりを推進するため、多文化共生施策に取り組んできました。

本計画は、「甲府市多文化共生推進計画2021」の実績の検証や日本人市民・外国人市民・市内企業を対象としたアンケート結果から把握した課題の分析を踏まえ、外国人市民が地域社会を共につくる一員として包摂され、すべての市民が安心して暮らし、活躍できるまちづくりを進め、選ばれるまちとなるよう、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進することを策定の趣旨とします。

<本計画における用語の説明>

「多文化共生」とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成18(2006)年)より)

「外国人市民」とは

本市に在住、在勤、在学する外国籍を有する人だけでなく、外国にルーツを持つ人なども含める。

2 国及び県の施策等

(1) 主な国の施策等

総務省は平成18(2006)年3月、日系南米人等の外国人住民の増加を背景として「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。その後、日系南米人以外の外国人の増加等により、令和2(2020)年9月に同プランの改訂版を発行しました。

<「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント(令和2(2020)年9月)>

- ① **多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築**
 - ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築
 - ・ICTを積極的に活用し、行政・生活情報の多言語化を推進
 - ・「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた日本語教育を推進
 - ・災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備
- ② **外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献**
 - ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進
 - ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する留学生の地域における就職を促進
- ③ **地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保**
 - ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進
- ④ **受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現**
 - ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備

出典:「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント, 総務省自治行政局国際室,
https://www.soumu.go.jp/main_content/000706217.pdf

このほか国の動きとしては、令和元(2019)年に法務省が中心となり新たな在留資格「特定技能」を創設し、外国人が働きやすい環境整備を進めるとともに、同年6月には文化庁が「日本語教育の推進に関する法律」を施行し、外国人への日本語教育の重要性を明確に位置付けることで、文化的な共生社会の実現を目指しています。

また、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議においては令和4(2022)年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、その後令和5(2023)年6月、令和6(2024)年6月、令和7(2025)年6月にかけて一部改訂を行い、目指すべき外国人との共生社会のビジョンを示しています。

こうしたことから、地方公共団体では、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」を改めて見直し、着実に推進していくことが求められています。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和6年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（105施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共に作る一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

出典:外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和7年度一部変更)(概要), 出入国在留管理庁,
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001440740.pdf>

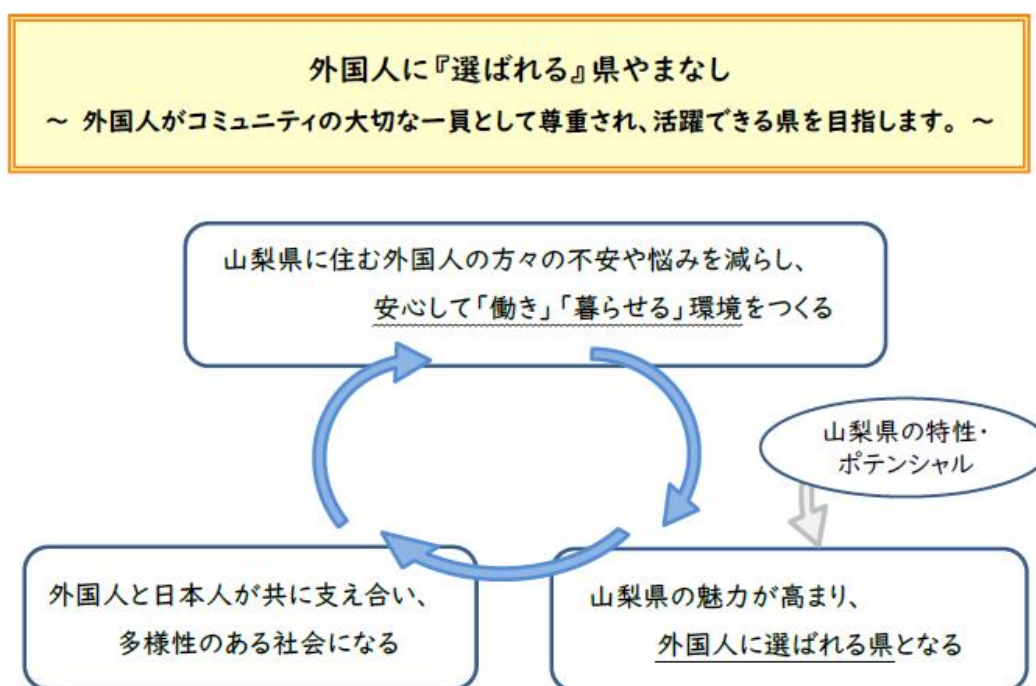
(2) 県の動向

山梨県においては、外国人数の増加を踏まえ、地域の産業・社会において外国人が持ち前の能力を活かし、日本人も刺激を受けながら、ともに助け合い共生していく社会を目指して令和2(2020)年2月に「やまなし外国人活躍ビジョン」を策定しました。

その後、令和5(2023)年3月に同ビジョンの構想を基に改訂をしています。「やまなし外国人活躍ビジョン」(改訂版)の目指す姿(基本目標)及び施策目標は、以下のとおりです。

<「やまなし外国人活躍ビジョン」(改訂版)の基本目標・施策目標>

1 目指す姿(基本目標)



2 施策目標

安心して働ける環境づくり(受入)

外国人が安心・安全に働けるようにするとともに、働く外国人と雇用する企業をつなぐことで、活躍する外国人をさらに呼び込みます。

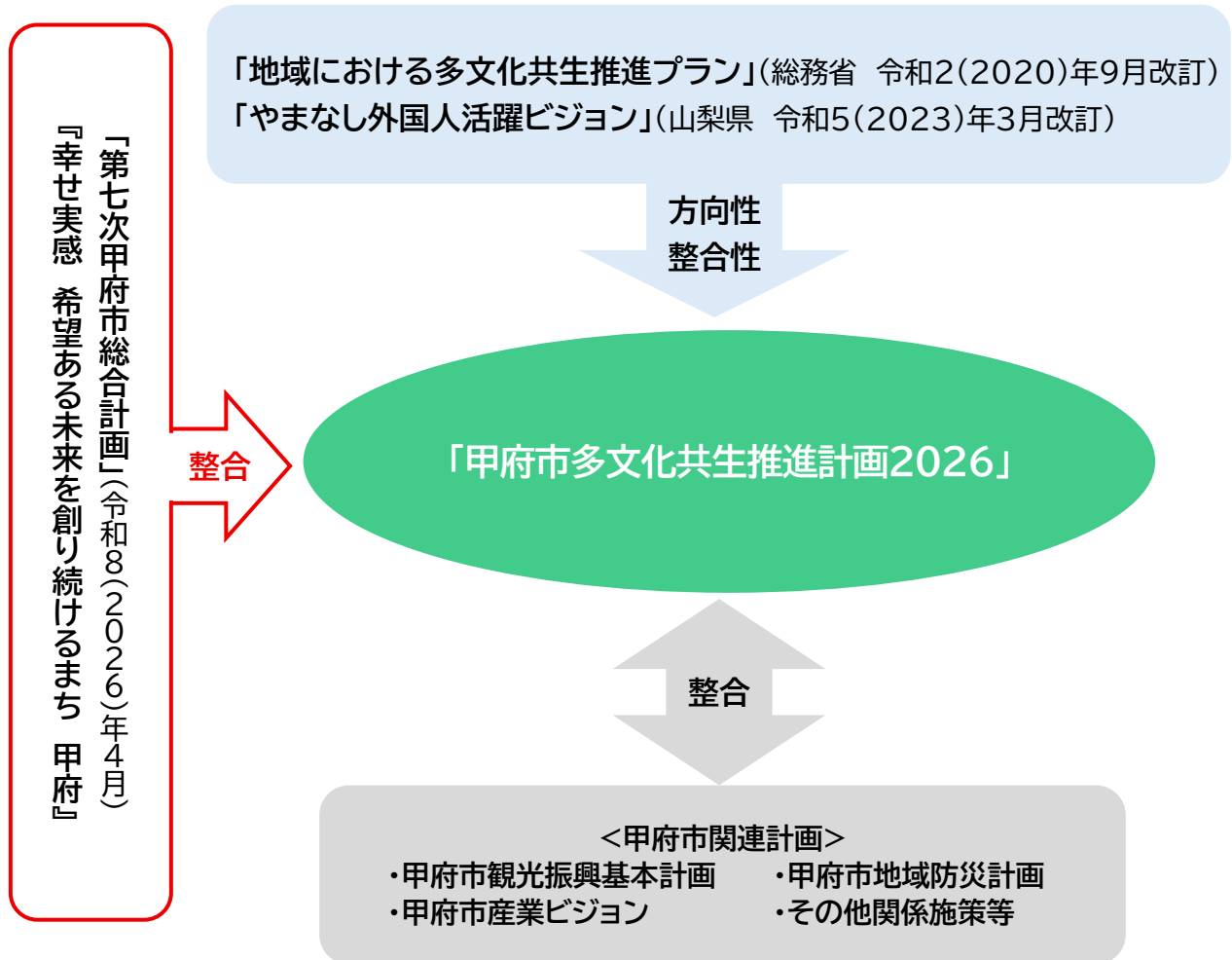
安心して暮らせる環境づくり(共生)

外国人が安心して生活できるようにするとともに、身近な地域で日本人との交流を進めることで、山梨県で暮らす魅力を高めます。

出典:やまなし外国人活躍ビジョン, 山梨県,
<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/108129/gaikokujinkatsuyakuvision2023.pdf>

3 位置づけ

本計画は、「地域における多文化共生推進プラン」(総務省 令和2(2020)年9月改訂)及び「やまなし外国人活躍ビジョン」(山梨県 令和5(2023)年3月改訂)を踏まえ、「第七次甲府市総合計画」(令和8(2026)年4月)を上位計画として、本市の関連計画等との整合を図ります。



4 期間

「甲府市多文化共生推進計画2026」の計画期間は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度までの5年間とします。

なお、期間中であっても社会情勢の大きな変動や市民意識の変化、法改正など様々な状況を考慮する中で、必要に応じて計画の見直しを行います。

1 在留外国人の現状

(1) 在留外国人人口と推移

本市の在留外国人人口は、令和6(2024)年12月31日現在において7,734人で、令和元(2019)年と比較して1,980人(34.4%)増加しています。

令和6(2024)年における本市の在留外国人人口を国籍・地域別で見ると、中国、ベトナム、韓国、フィリピンなどが上位となっています。また、令和元(2019)年から令和6(2024)年までの人口増加率が高い順にみると、インドネシア、ネパール、ベトナム、米国などが上位となっています。一方で、ブラジルや韓国、台湾、タイは減少しています。

図表 2-1-1 ■本市における国籍・地域別在留外国人人口の推移 単位:人

国籍・地域	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年 /2019年
総数	5,754	5,589	5,587	6,813	7,109	7,734	134.4
中国	1,771	1,699	1,668	2,113	2,159	2,303	130.0
ベトナム	645	650	788	1,015	1,093	1,256	194.7
韓国	1,030	946	921	941	919	888	86.2
フィリピン	512	525	517	555	575	629	122.9
インド		*261			299	311	*119.2
ブラジル	340	345	311	313	292	283	83.2
ミャンマー					130	249	-
ネパール	87	86	92	116	166	239	274.7
インドネシア	62	50	40	106	141	226	364.5
タイ	234	214	198	208	223	220	94.0
台湾	178	174	159	170	165	167	93.8
米国	79	81	86	121	132	129	163.3
その他	816	558	807	1,155	815	834	102.2

出所:法務省「在留外国人統計」(各年とも12月31日現在)

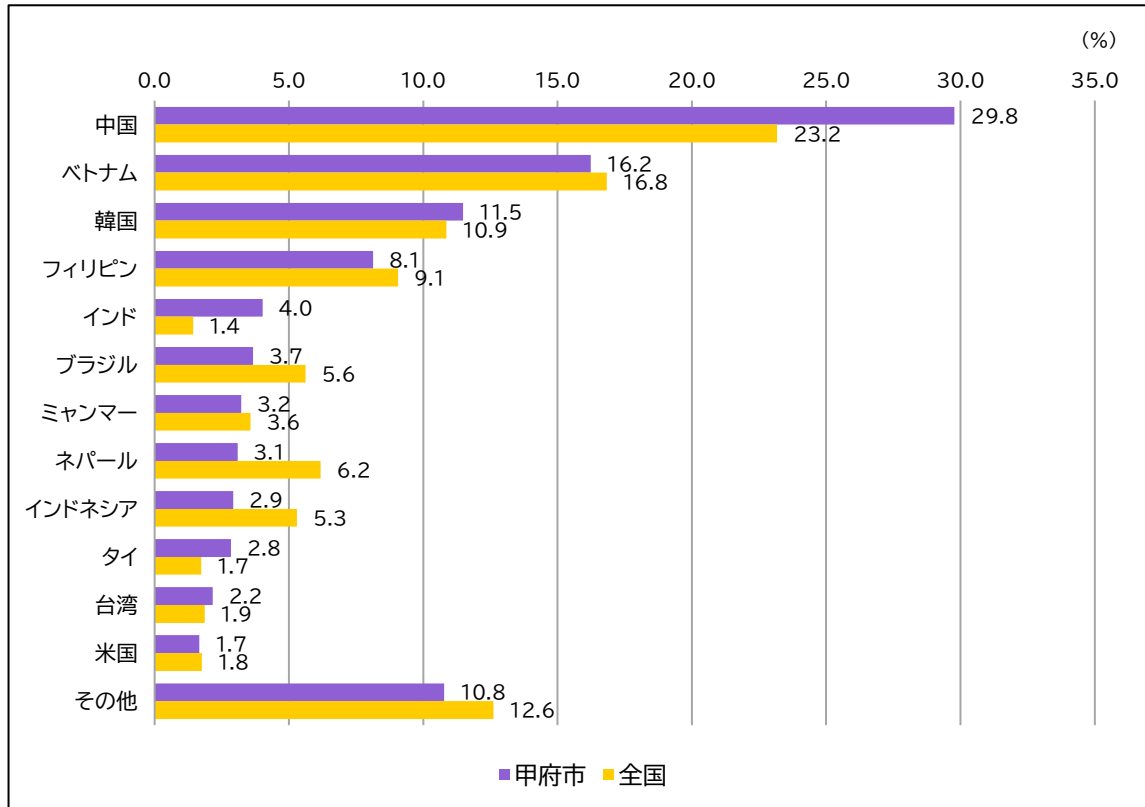
*インドの2020年は「甲府市多文化共生推進計画2021」から抜粋で同年3月31日現在

*ミャンマーは2022年まではデータなし

令和元(2019)年から令和6(2024)年までの本市における在留外国人人口の増加率を全国と比較すると、本市が34.4%であるのに対し、全国が28.5%となっており、本市の増加率は全国を上回っています。

また、令和6(2024)年における国籍・地域別の在留外国人人口比率をみると、本市は中国、韓国、インド、タイ、台湾などの割合が全国より高く、特に中国、インドについては全国を大きく上回っています。

図表 2-1-2 ■本市と全国の国籍・地域別在留外国人人口比率(2024年)



出所:法務省「在留外国人統計」(2024年12月31日現在)データを基にグラフ加工

また、令和元(2019)年から令和6(2024)年までの在留外国人人口の増加率を国籍・地域別に比較すると、全国ではミャンマー、インドネシア、ネパール、ベトナムなどが上位となっており、本市では特にインドネシアの増加率が目立っています。

図表 2-1-3

■全国の国籍・地域別在留外国人人口の推移

単位:人

国籍・地域	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年/2019年
総数	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	128.5
中国	813,675	778,112	716,606	761,563	821,838	873,286	107.3
ベトナム	411,968	448,053	432,934	489,312	565,026	634,361	154.0
韓国	446,364	426,908	409,855	411,312	410,156	409,238	91.7
フィリピン	282,798	279,660	276,615	298,740	322,046	341,518	120.8
ネパール	96,824	95,982	97,109	139,393	176,336	233,043	240.7
ブラジル	211,677	208,538	204,879	209,430	211,840	211,907	100.1
インドネシア	66,860	66,832	59,820	98,865	149,101	199,824	298.9
ミャンマー	32,049	35,049	37,246	56,239	86,546	134,574	419.9
台湾	64,773	55,872	51,191	57,294	64,663	70,147	108.3
米国	59,172	55,761	54,162	60,804	63,408	66,111	111.7
タイ	54,809	53,379	50,324	56,701	61,771	65,398	119.3
インド	40,202	38,558	36,058	43,886	48,835	53,974	134.3
その他	351,966	344,412	333,836	391,674	429,426	475,596	135.1

出所:法務省「在留外国人統計」(各年とも12月31日現在)

(2)在留外国人の資格別人口と推移

令和6(2024)年12月31日現在の本市の在留外国人人口を資格別で見ると、「永住者」が2,044人で全体の26.4%を占めて最も多く、以下「留学」1,927人(全体の24.9%)、「家族滞在」602人(同7.8%)、「技能実習」577人(同7.5%)、「技能」495人(同6.4%)の順となっています。

令和元(2019)年から令和6(2024)年までの在留資格別外国人人口の増加数を多い順にみると、「留学」が835人増と最も多く、次いで令和元(2019)年4月に新たに創設された「特定技能」が464人増、「技能実習」が219人増、「技術・人文知識・国際業務」が173人増、「家族滞在」及び「技能」がそれぞれ115人増となっています。

図表 2-1-4

■本市における在留資格別外国人人口の推移

単位:人

在留資格	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年 /2019年
総数	5,754	5,589	5,587	6,813	7,109	7,734	134.4
永住者	2,013	2,030	2,044	2,057	2,061	2,044	101.5
留学	1,092	882	747	1,539	1,721	1,927	176.5
家族滞在	487	477	470	559	561	602	123.6
技能実習	358	324	251	373	428	577	161.2
技能	380	366	371	418	450	495	130.3
特定技能	3	17	177	335	363	467	15,566.7
技術・人文知識・ 国際業務	257	285	304	360	384	430	167.3
定住者	391	382	361	359	329	333	85.2
日本人の配偶者等	312	307	287	287	277	287	92.0
経営・管理	73	73	71	73	79	78	106.8
教育	22	23	30	32	33	38	172.7
その他	366	423	474	421	423	456	124.6

出所:法務省「在留外国人統計」(各年とも12月31日現在)

*技能実習は同1号イ、同1号ロ、同2号イ、同2号ロ、同3号イ、同3号ロを合計した数値で計上

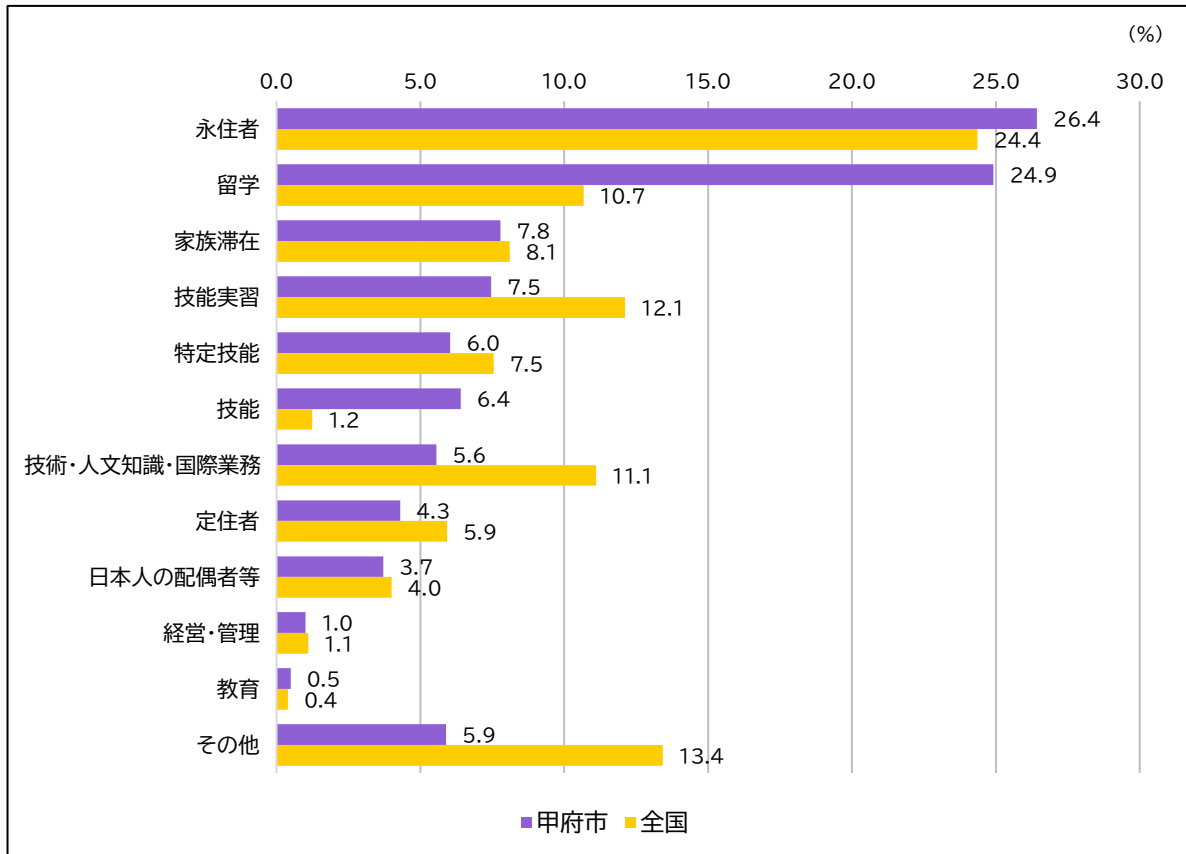
*特定技能は、同1号と2号を合計した数値で計上

全国と比較して本市の比率が高い在留資格は「留学」で、このほか「永住者」、「技能」、「教育」なども全国を上回っています。

令和元(2019)年から令和6(2024)年までの「特定技能」を除いた全国における増加率をみると、「技術・人文知識・国際業務」が最も高く、次いで「経営・管理」、「家族滞在」、「留学」、「永住者」の順となっています。一方、増加数で見ると、「技術・人文知識・国際業務」、「永住者」、「家族滞在」の順となっています。

図表 2-1-5

■本市と全国の在留資格別外国人人口比率(2024年)



出所:法務省「在留外国人統計」(2024年12月31日現在)データを基にグラフ加工

図表 2-1-6

■全国の在留資格別外国人人口の推移

単位:人

在留資格	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年 / 2019年
総数	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	128.5
永住者	793,164	807,517	831,157	863,936	891,569	918,116	115.8
定住者	204,787	201,329	198,966	206,938	216,868	223,411	109.1
技術・人文知識・国際業務	271,999	283,380	274,740	311,961	362,346	418,706	153.9
留学	345,791	280,901	207,830	300,638	340,883	402,134	116.3
技能実習	410,972	378,200	276,123	324,940	404,556	456,595	111.1
特定技能	1,621	15,663	49,666	130,923	208,462	284,466	17548.8
家族滞在	201,423	196,622	192,184	227,857	266,020	305,598	151.7
日本人の配偶者等	145,254	142,735	142,044	144,993	148,477	150,896	103.9
経営・管理	27,249	27,235	27,197	31,808	37,510	41,615	152.7
教育	13,331	12,241	12,915	13,413	14,157	14,929	112.0
技能	41,692	40,491	38,240	39,775	42,499	46,712	112.0
その他	475,854	500,802	509,573	478,031	477,645	505,799	106.3

出所:法務省「在留外国人統計」(各年とも12月31日現在)

*技能実習は同1号イ、同1号ロ、同2号イ、同2号ロ、同3号イ、同3号ロを合計した数値で計上

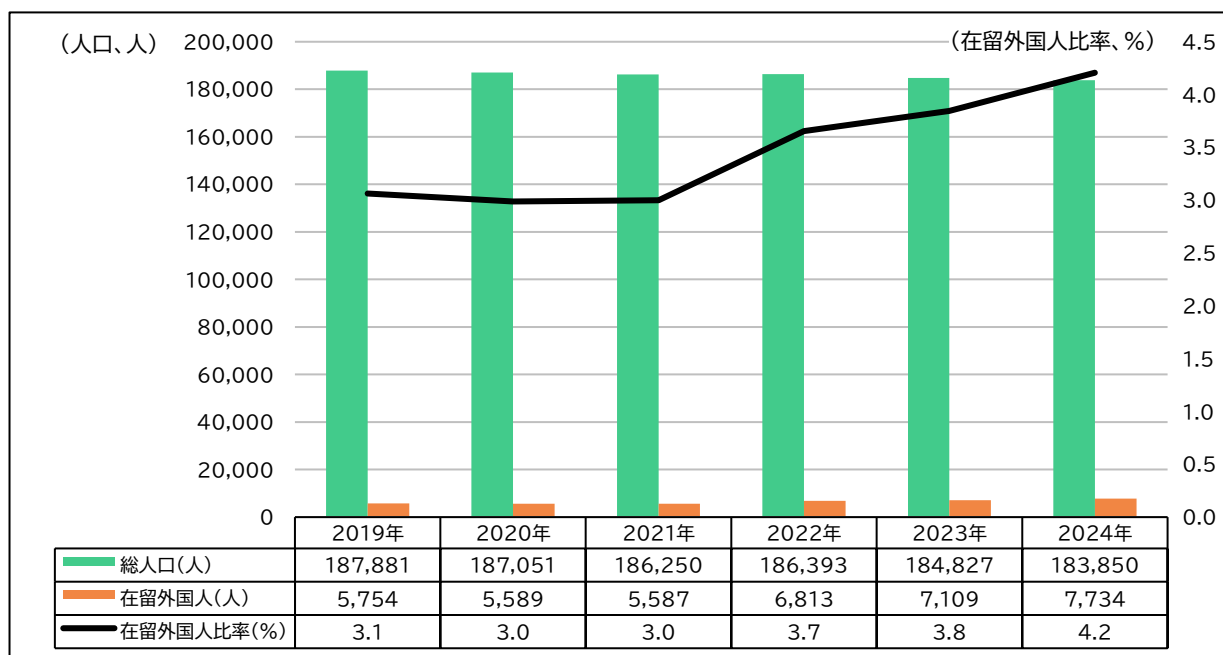
*特定技能は、同1号と2号を合計した数値で計上

(3)人口に占める在留外国人の推移・割合

本市の人口に占める在留外国人の比率については、令和2(2020)年、令和3(2021)年は新型コロナウイルス感染症の影響下において一時的に低下しましたが、令和4(2022)年以降は増加傾向となり、令和6(2024)年12月31日現在、4.2%となっています。

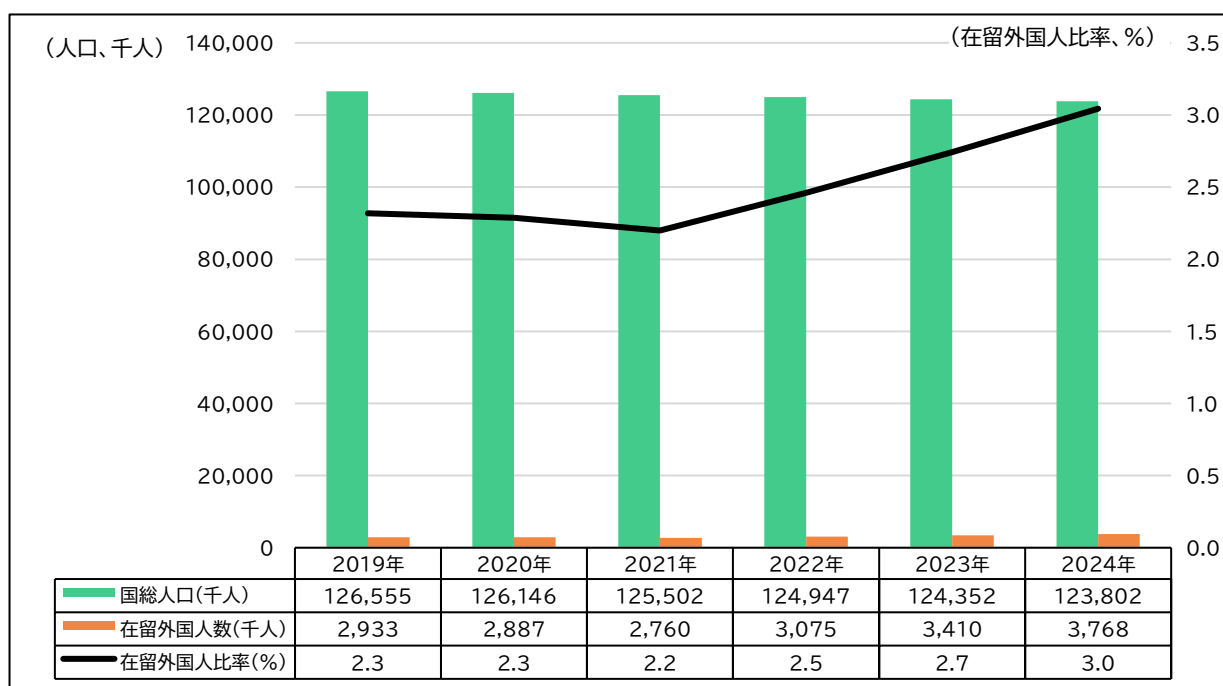
全国の在留外国人比率と比較すると、令和6(2024)年12月31日現在、全国は3.0%であり、本市の在留外国人比率が全国を上回る結果となっています。

図表 2-1-7 ■本市の人口に占める在留外国人比率



出所:甲府市ホームページ(各年とも12月31日現在)、法務省「在留外国人統計」(各年とも12月31日現在)

図表 2-1-8 ■全国の総人口に占める在留外国人比率



出所:総務省統計局「人口推計」(各年とも10月1日現在)、法務省「在留外国人統計」(各年とも12月31日現在)

(4)居住エリア別の在留外国人人口・比率

①居住エリア別の在留外国人人口

在留外国人が多く居住するエリアは大里町が452人と最多で、次いで酒折2丁目の193人、下河原町(172人)、下石田2丁目(148人)、宮原町(145人)の順となっています。

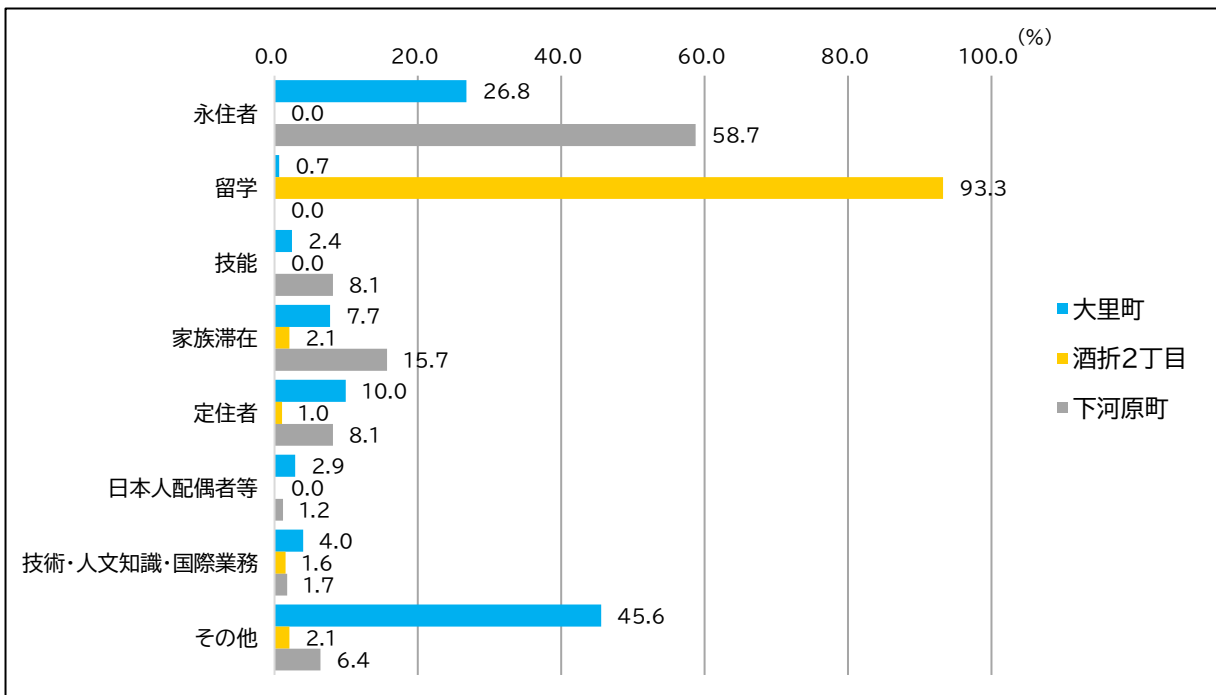
図表 2-1-9 ■居住エリア別在留外国人人口上位 10 位 単位:人

No.	地区名称	日本人人口	外国人(男)	外国人(女)	外国人人口	総人口	外国人人口比率(%)
1	大里町	10,426	205	247	452	10,878	4.2
2	酒折2丁目	377	107	86	193	570	33.9
3	下河原町	1,067	74	98	172	1,239	13.9
4	下石田2丁目	1,101	62	86	148	1,249	11.9
5	宮原町	1,306	50	95	145	1,451	10.0
6	善光寺3丁目	1,155	79	55	134	1,289	10.4
7	上今井町	3,990	71	59	130	4,120	3.2
8	国母4丁目	1,507	67	62	129	1,636	7.9
9	国玉町	2,822	84	43	127	2,949	4.3
10	中央4丁目	623	100	26	126	749	16.8

出所:甲府市(令和7(2025)年3月31日現在)

また、上位3エリアの在留資格別の比率をみると、大里町や下河原町においては「永住者」や「家族滞在」、「定住者」の比率が高い一方で、酒折2丁目は「留学」の比率が93.3%と高くなっています。

図表 2-1-10 ■居住エリア別外国人人口上位 3 エリアの在留資格別比率



出所:甲府市(令和7(2025)年3月31日現在)

②居住エリア別の在留外国人人口比率

居住エリア別の在留外国人人口比率が最も高いのは酒折2丁目の33.9%で、以下中央4丁目(16.8%)、武田4丁目(15.1%)、酒折1丁目(14.1%)、下河原町(13.9%)の順となっています。

図表 2-1-11 ■居住エリア別在留外国人人口比率上位10位 単位:人

No.	地区名称	日本人人口	外国人(男)	外国人(女)	外国人人口	総人口	外国人人口比率(%)
1	酒折2丁目	377	107	86	193	570	33.9
2	中央4丁目	623	100	26	126	749	16.8
3	武田4丁目	107	11	8	19	126	15.1
4	酒折1丁目	549	51	39	90	639	14.1
5	下河原町	1,067	74	98	172	1,239	13.9
6	砂田町	435	43	19	62	497	12.5
7	国母6丁目	74	3	7	10	84	11.9
8	下石田2丁目	1,101	62	86	148	1,249	11.9
9	善光寺3丁目	1,155	79	55	134	1,289	10.4
10	岩窪町	965	71	38	109	1,074	10.2

出所:甲府市(令和7(2025)年3月31日現在)

2 アンケート調査結果の概要

(1) 日本人市民を対象としたアンケート調査結果

ア 調査実施の概要

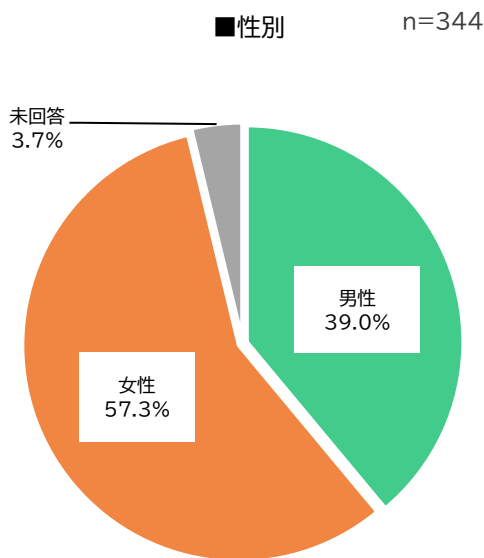
調査実施日	令和7年7月1日～同年8月8日
実施方法	郵送及びWEB方式
対象者	住民基本台帳に記載された18歳以上の日本人市民1,000人を無作為抽出
回収票数	344票(郵送回収163票、WEB回収181票)
回収率	34.5%(郵送未達数2人を除く)

イ 調査結果

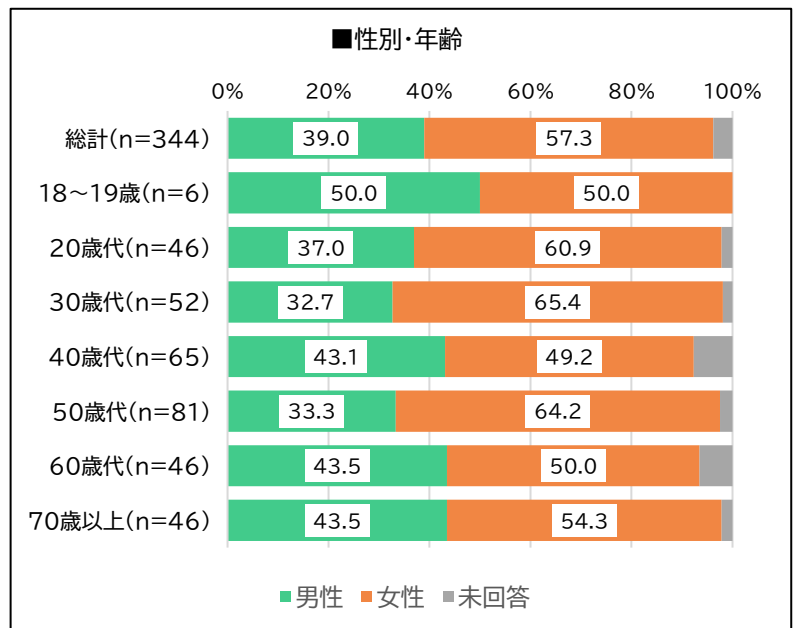
① 性別・年齢

女性が57.3%、男性が39.0%で、これを年代別で見ると「20歳代」、「30歳代」、「50歳代」、においては女性の比率が60%以上となっています。

図表 2-2-1



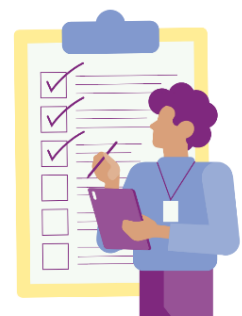
図表 2-2-2



* 総計のnには不明・未回答を含む。5%以下の数値は削除している。

注1. 上記図表の「n」は、アンケート調査の回答者数を表します。以下同じ。

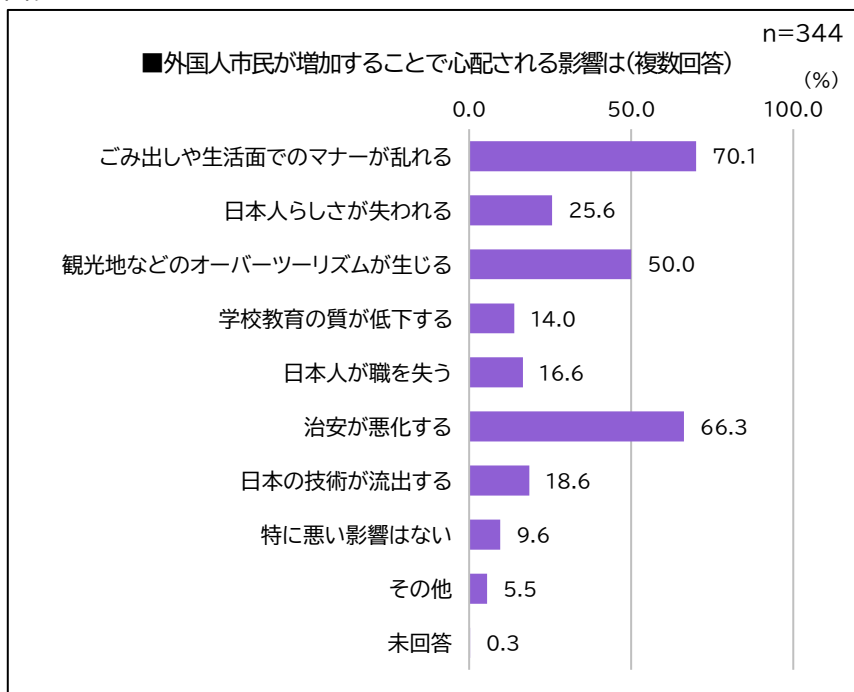
注2. 「不明」は、文字が判別不能であるもの、もしくは所定の回答数を超過して回答したものを表します。以下同じ。



②外国人市民の増加により心配される影響

「ごみ出しや生活面でのマナーが乱れる」(70.1%)、「治安が悪化する」(66.3%)、「観光地などのオーバーツーリズムが生じる」(50.0%)などの回答が上位となっています。

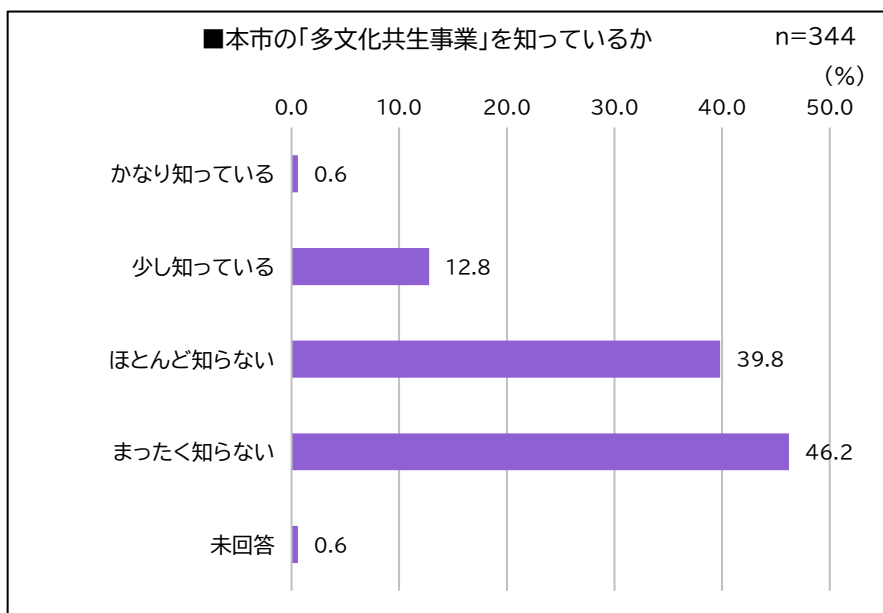
図表 2-2-3



③本市が実施している多文化共生事業についての認知度

「まったく知らない」(46.2%)、と「ほとんど知らない」(39.8%)が合計で86.0%となっています。

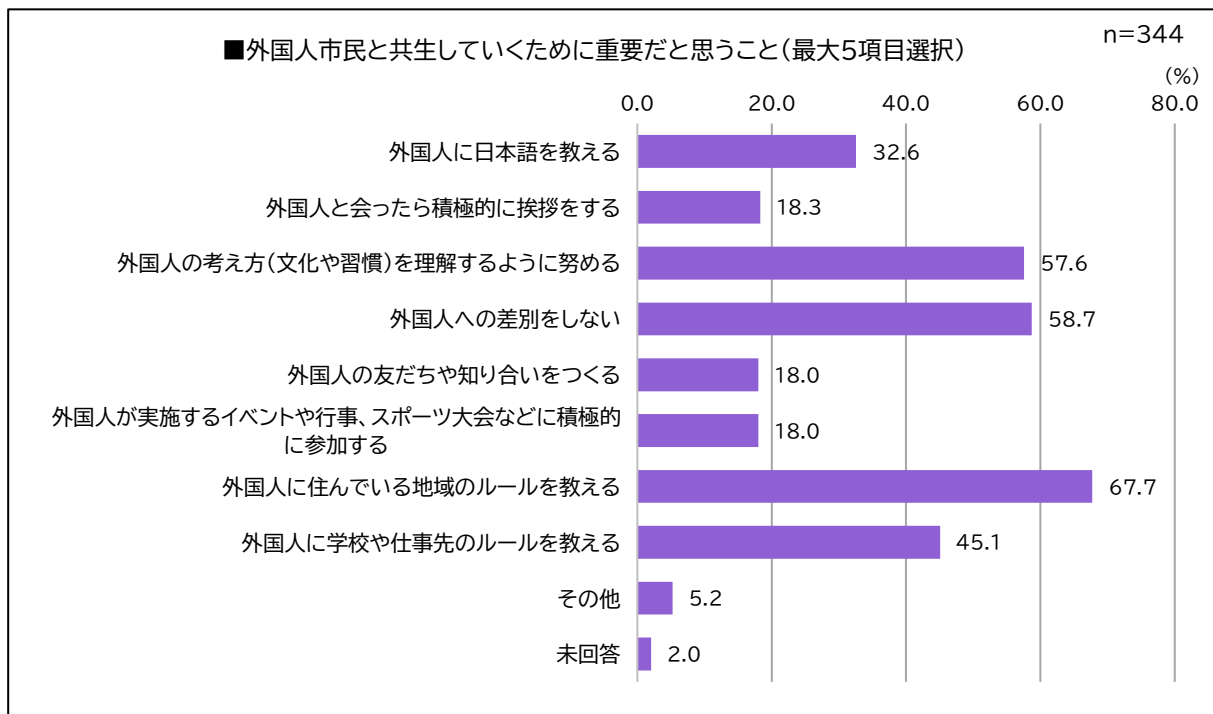
図表2-2-4



④外国人市民と共生していくために重要だと思うこと

「外国人に住んでいる地域のルールを教える」、「外国人への差別をしない」、「外国人の考え方(文化や習慣)を理解するように努める」などの回答が上位となっています。

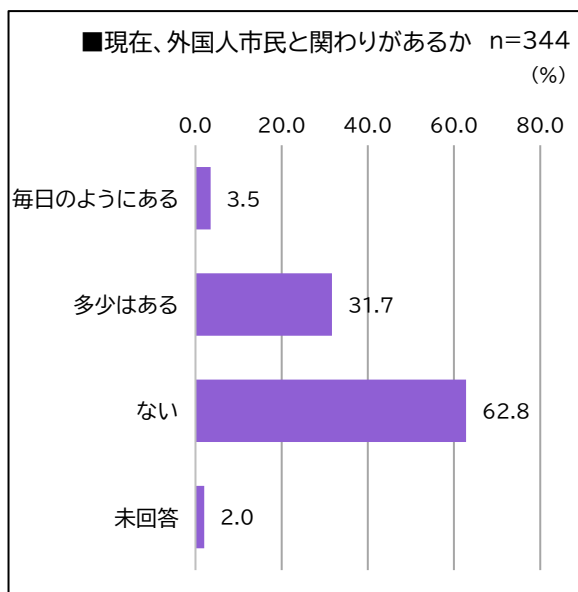
図表 2-2-5



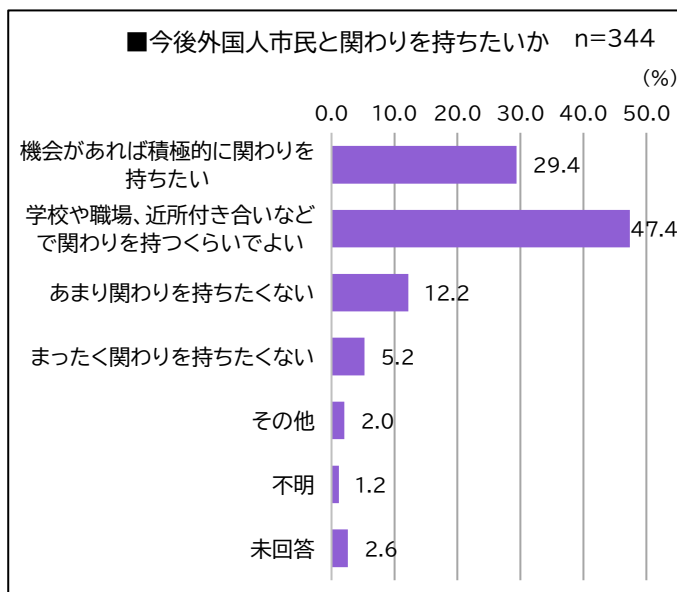
⑤外国人市民との関わり合いについて

現在の関わり合いは「ない」が62.8%、「多少はある」が31.7%となっています。また、今後の関わり合いについては「学校や職場、近所付き合いなどで関わりを持つくらいでよい」、「機会があれば積極的に関わりを持ちたい」などの回答が上位となっています。

図表 2-2-6



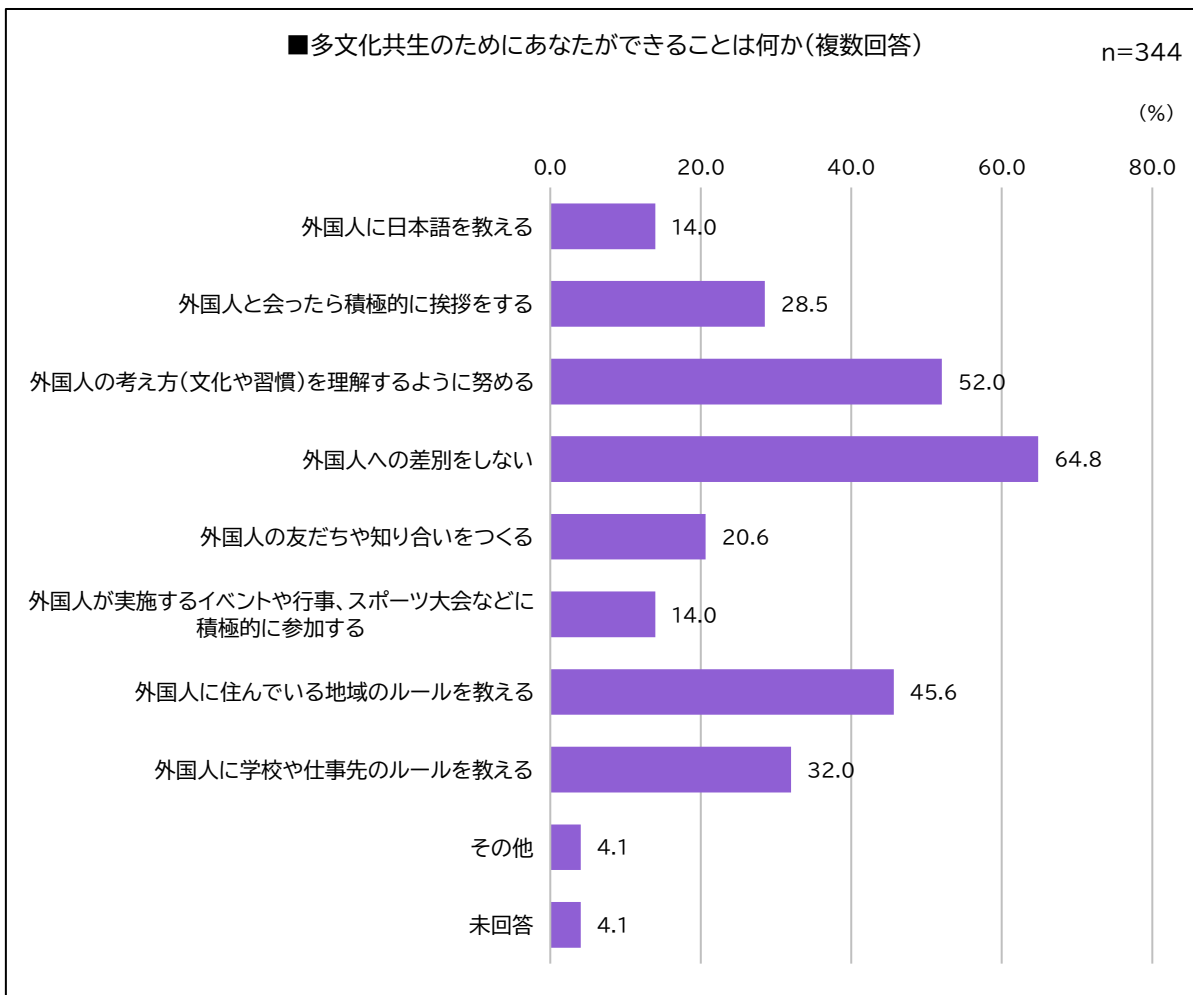
図表 2-2-7



⑥多文化共生のためにできることは何か

「外国人への差別をしない」が64.8%で最も多く、このほか「外国人の考え方(文化や習慣)を理解するように努める」も52.0%と多くなっています。以下「外国人に住んでいる地域のルールを教える」(45.6%)、「外国人に学校や仕事先のルールを教える」(32.0%)、「外国人と会ったら積極的に挨拶をする」(28.5%)などの回答が上位となっています。

図表 2-2-8



(2)外国人市民を対象としたアンケート調査結果

ア 調査実施の概要

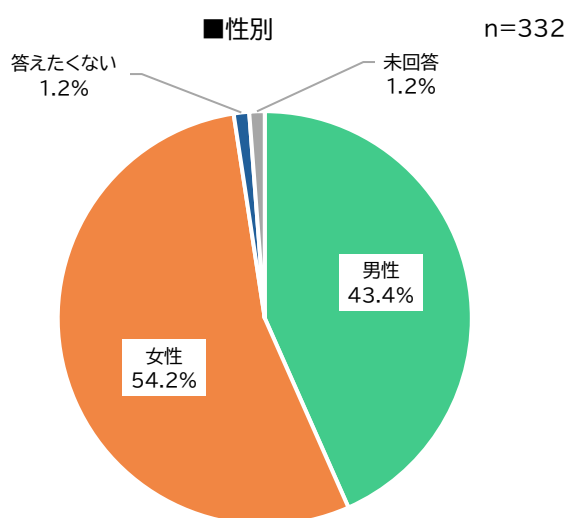
調査実施日	令和7年7月1日～同年8月8日
実施方法	郵送及びWEB方式
対象者	住民基本台帳に記載された18歳以上の外国人市民1,000人を無作為抽出
回収票数	332票(郵送回収160票、WEB回収172票)
回収率	34.7%(郵送未達数44人を除く)
*留学生アンケートは上記期間中においてWEBのみで実施した。回答者数は35人	

イ 調査結果

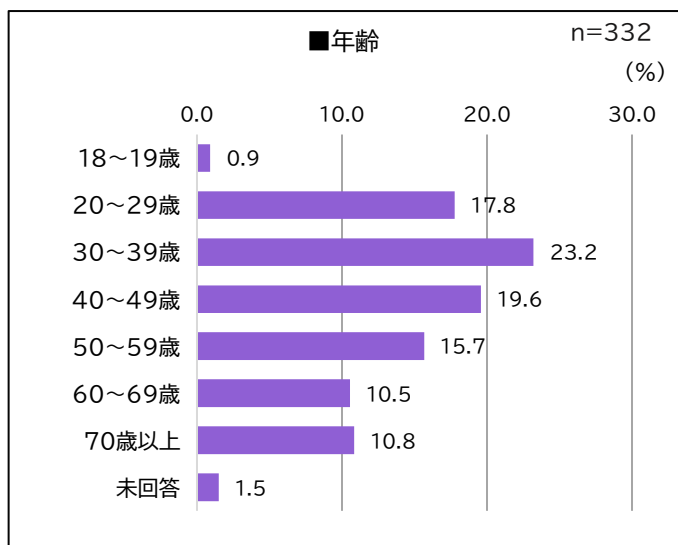
①性別・年齢

「女性」が54.2%、「男性」が43.4%で女性の方が多く、年齢別では「30～39歳」、「40～49歳」、「20～29歳」、「50～59歳」、「70歳以上」、「60～69歳」、「18～19歳」の順となっています。

図表 2-2-9



図表 2-2-10



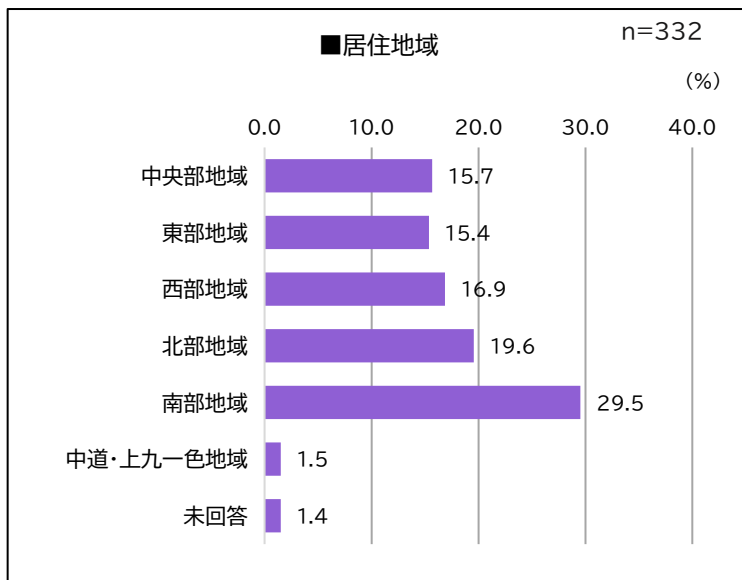
注1. 上記図表の「n」は、アンケート調査の回答者数を表します。以下同じ。

注2. 「不明」は、文字が判別不能であるもの、もしくは所定の回答数を超過して回答したものを表します。以下同じ。

②居住地

「南部地域」が最も多く、以下「北部地域」、「西部地域」、「中央部地域」、「東部地域」の順で、「中道・上九一色地域」は1.5%と少ない結果となっています。

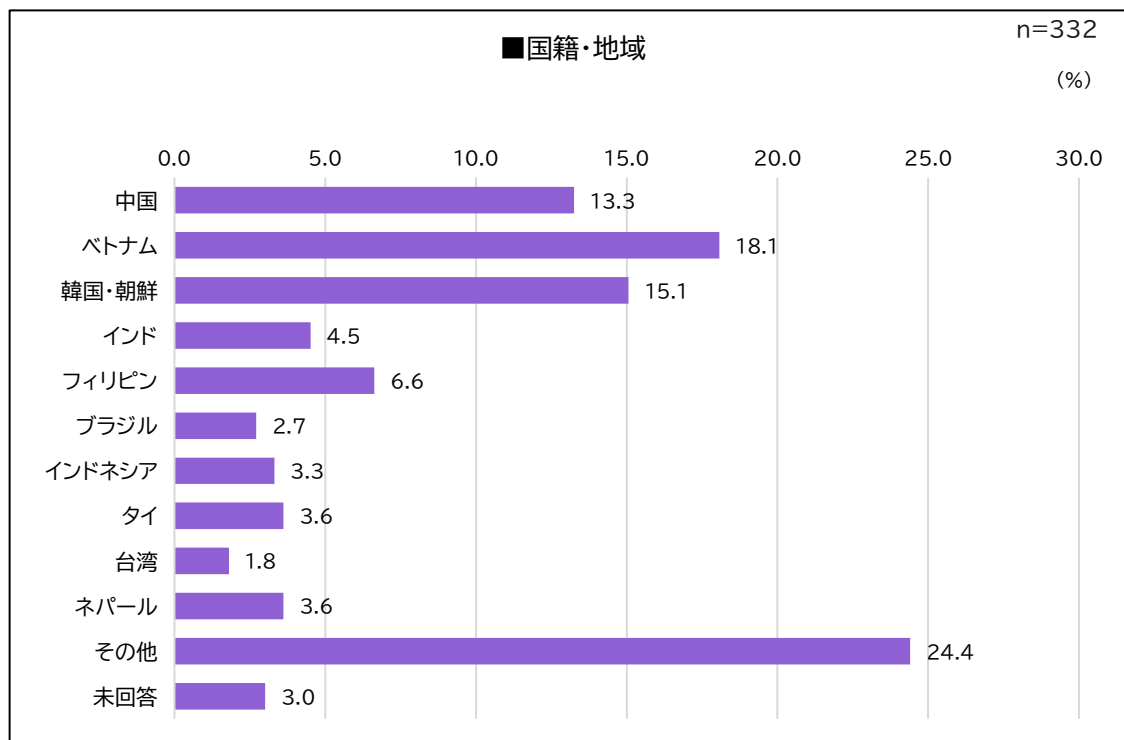
図表 2-2-11



③国籍・地域

「その他」を除くと「ベトナム」が最も多く、次いで「韓国・朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「インド」の順となっています。なお、「その他」は「米国」13人(3.9%)、「オーストラリア」8人(2.4%)、「ペルー」及び「ミャンマー」各5人(各1.5%)、「イギリス」4人(1.2%)などとなっています。

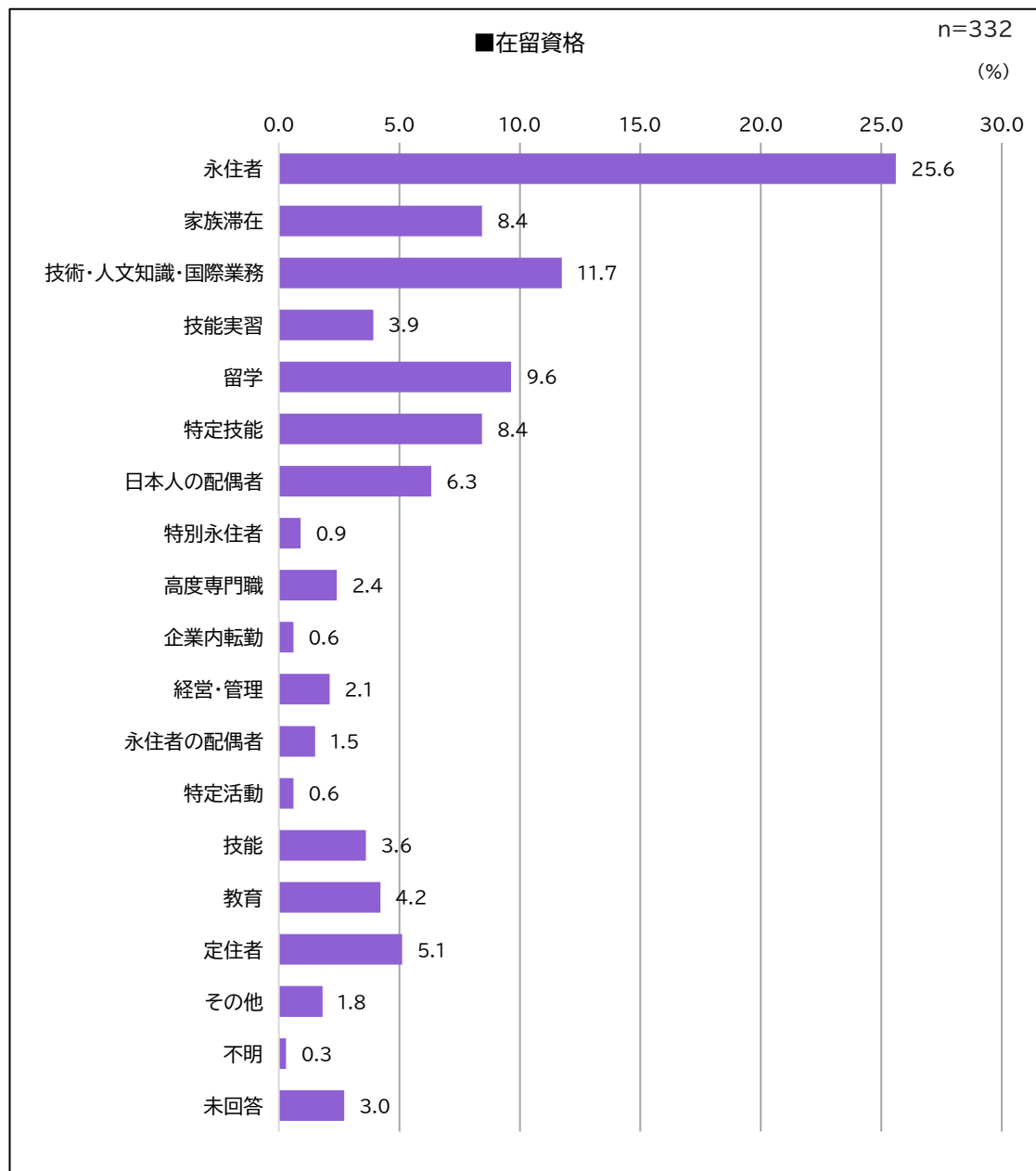
図表 2-2-12



④在留資格

「永住者」が25.6%で回答全体の1/4強を占め、以下「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「家族滞在」、「特定技能」、「日本人の配偶者」の順となっています。

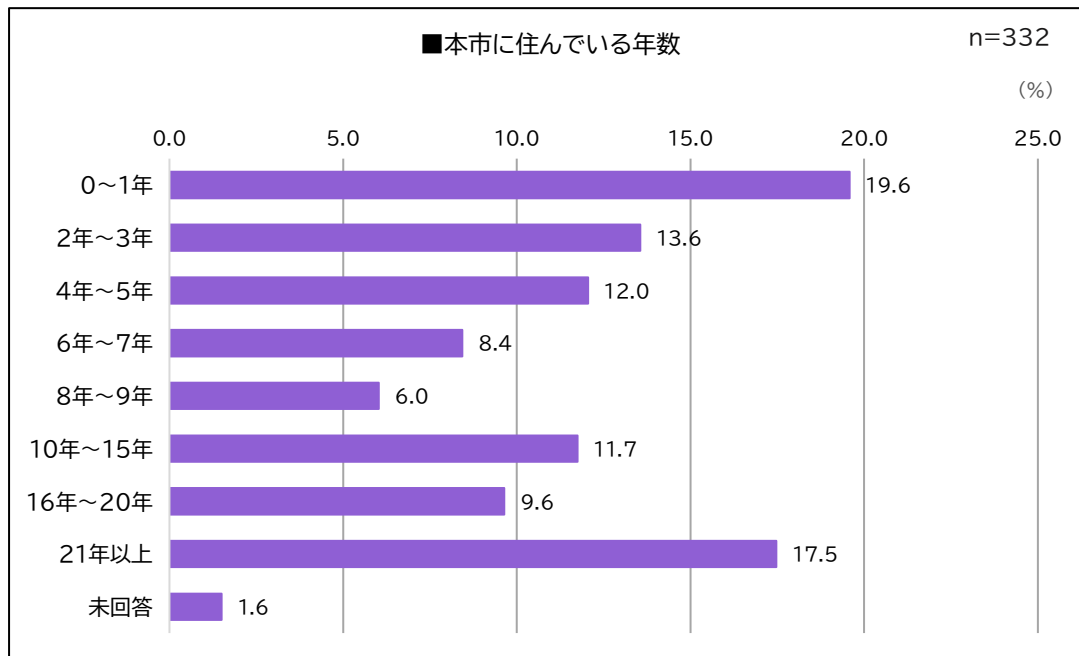
図表 2-2-13



⑤本市に住んでいる年数

「0～1年」が19.6%と最も多く、次いで「21年以上」が17.5%、以下「2年～3年」、「4年～5年」、「10年～15年」の順となっています。

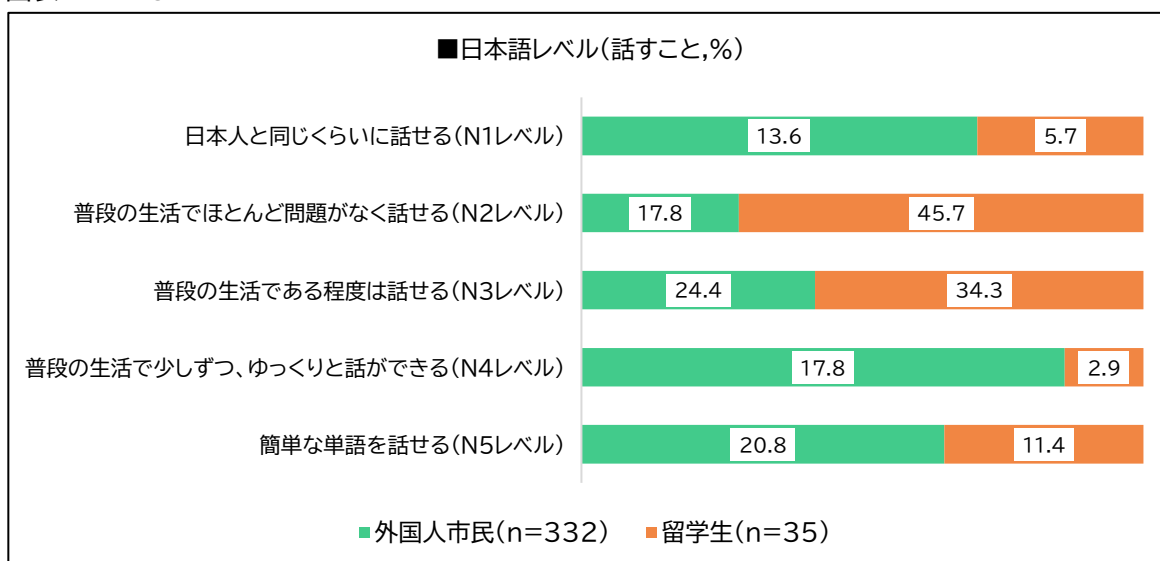
図表 2-2-14



⑥日本語レベル(話すこと・聞くこと)

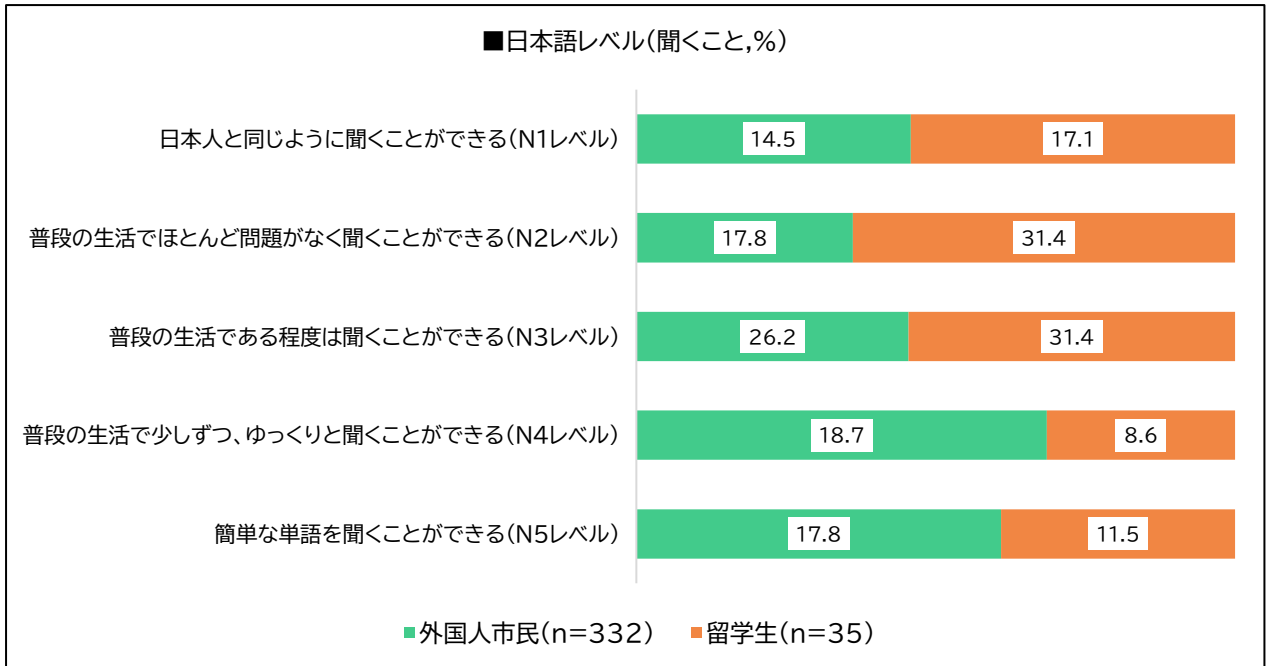
話すことについては、外国人市民は「普段の生活で少しずつ、ゆっくりと話ができる(N4レベル)」以上が合計73.6%で、留学生は88.6%となっています。また、聞くことについては、外国人市民は「普段の生活で少しずつ、ゆっくりと聞くことができる(N4レベル)」以上が合計77.2%で、留学生は88.5%となっています。

図表 2-2-15



*不明・未回答を除く。

図表 2-2-16

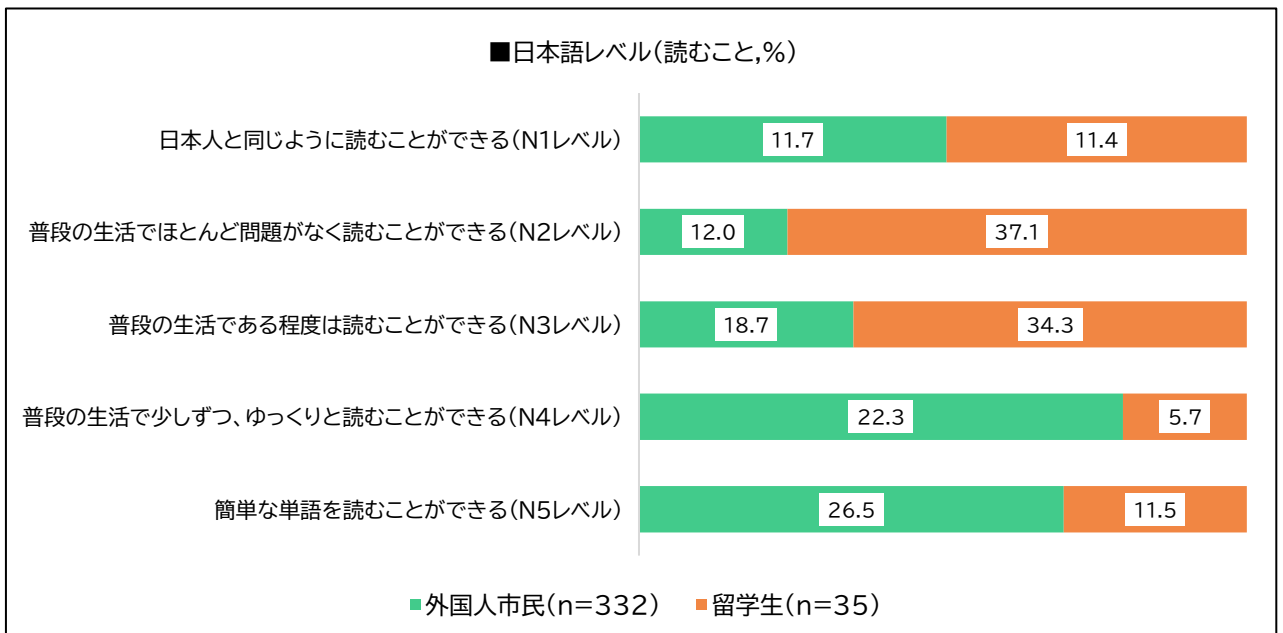


*不明・未回答を除く。

⑦日本語レベル(読むこと・書くこと)

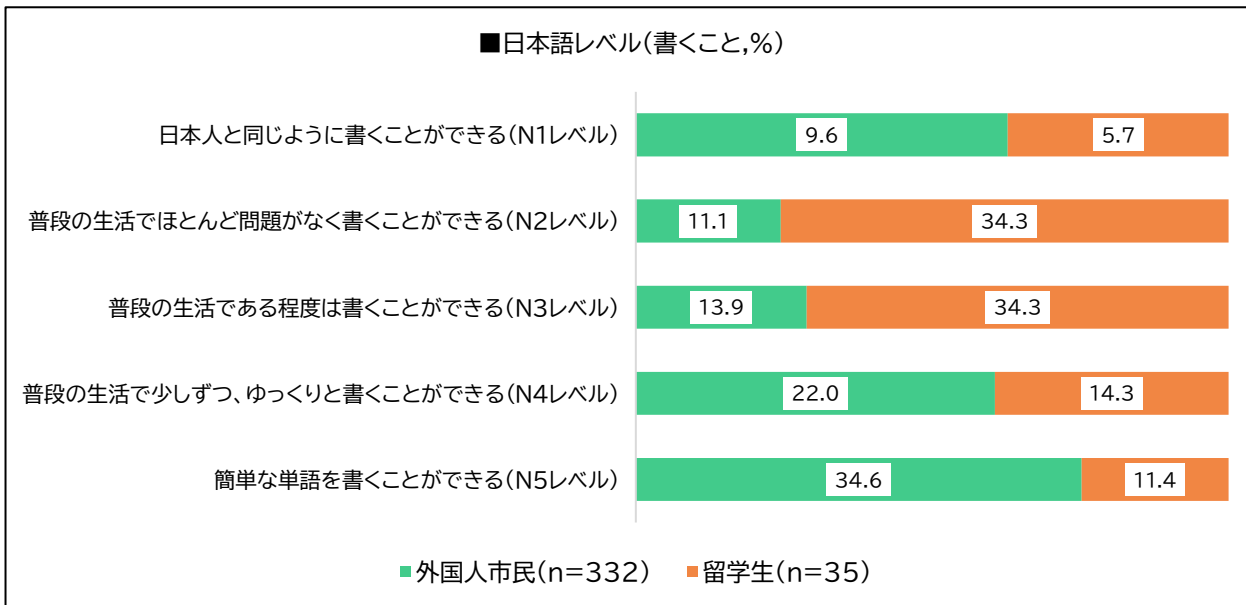
読むことについては、外国人市民は「普通の生活で少しずつ、ゆっくりと読むことができる(N4レベル)」以上が合計64.7%で、留学生は88.5%となっています。また、書くことについては、外国人市民は「普通の生活で少しずつ、ゆっくりと書くことができる(N4レベル)」以上が合計56.6%で、留学生は88.6%となっています。

図表 2-2-17



*不明・未回答を除く。

図表 2-2-18

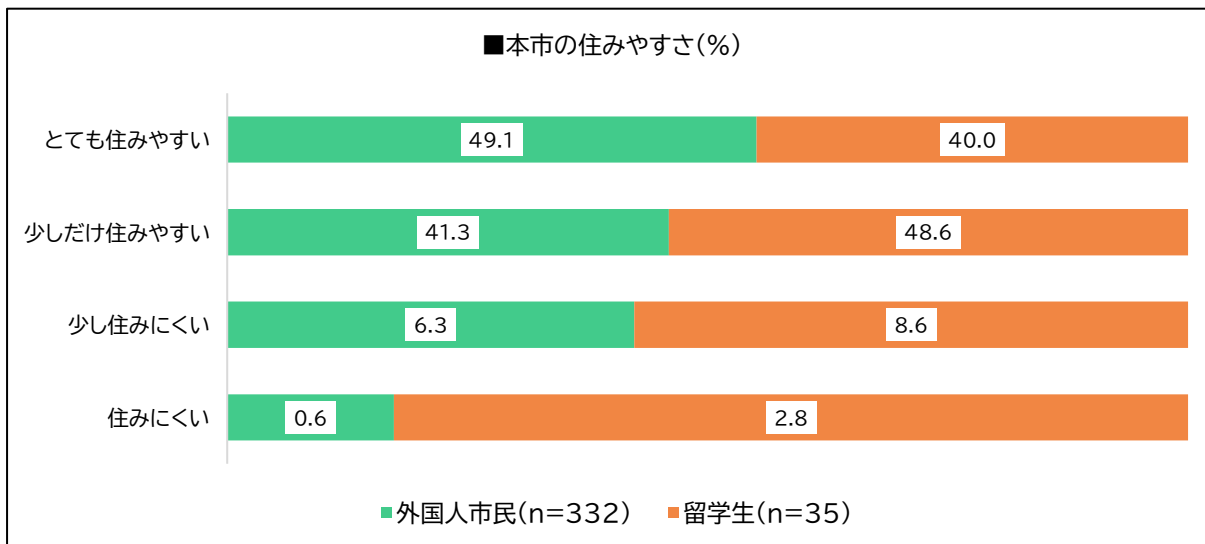


*不明・未回答を除く。

⑧本市の住みやすさ

「とても住みやすい」及び「少しだけ住みやすい」の合計は外国人市民が90.4%、留学生が88.6%となっている一方で、「少し住みにくい」及び「住みにくい」の合計は外国人市民が6.9%、留学生が11.4%となっており、留学生よりも外国人市民の方が住みやすいと感じている傾向がみられます。

図表 2-2-19

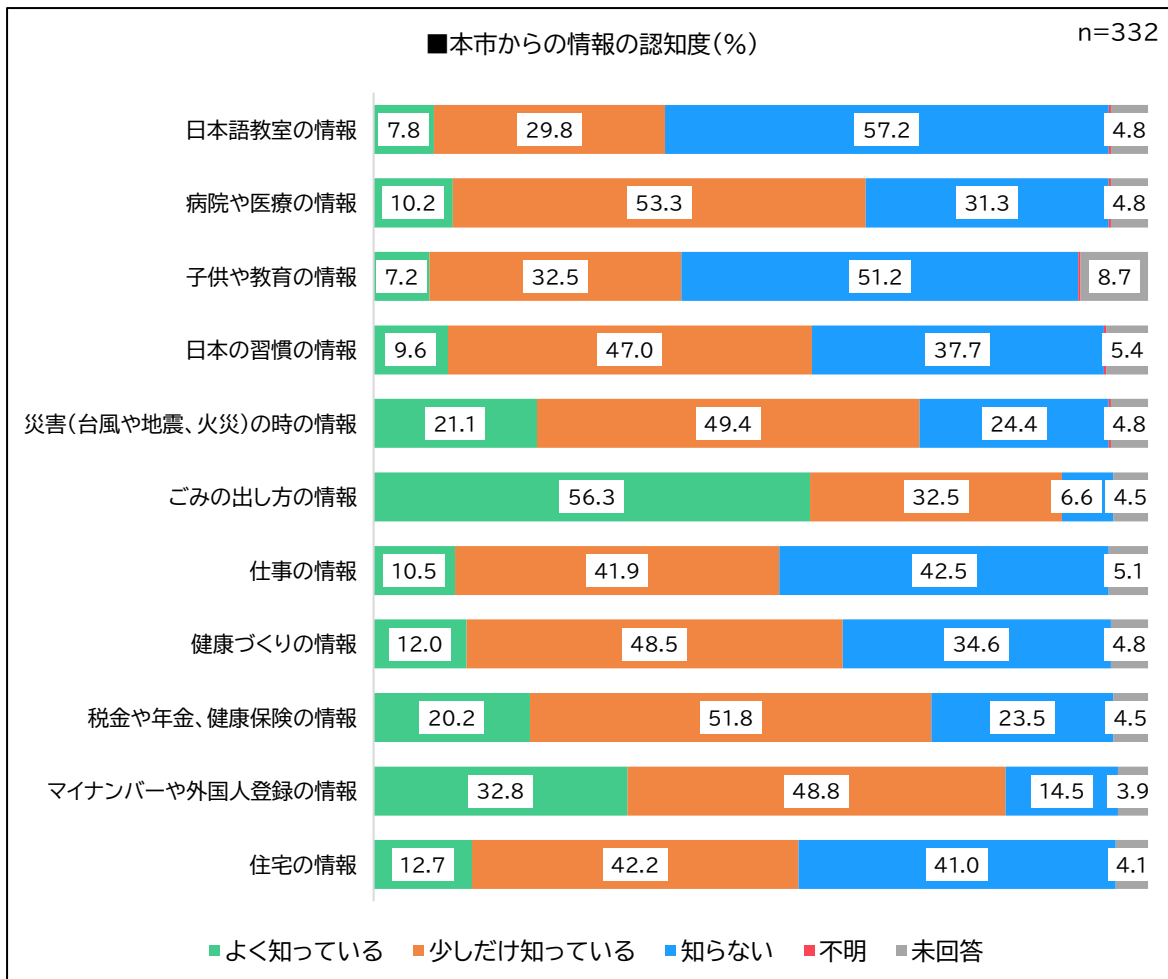


*不明・未回答を除く。

⑨本市からの情報の認知度

「よく知っている」及び「少しだけ知っている」との回答が多いのは、「ごみの出し方の情報」、「マイナンバーや外国人登録の情報」などとなっています。一方「知らない」との回答が多いのは、「日本語教室の情報」、「子供や教育の情報」、「仕事の情報」、「住宅の情報」などとなっています。

図表 2-2-20

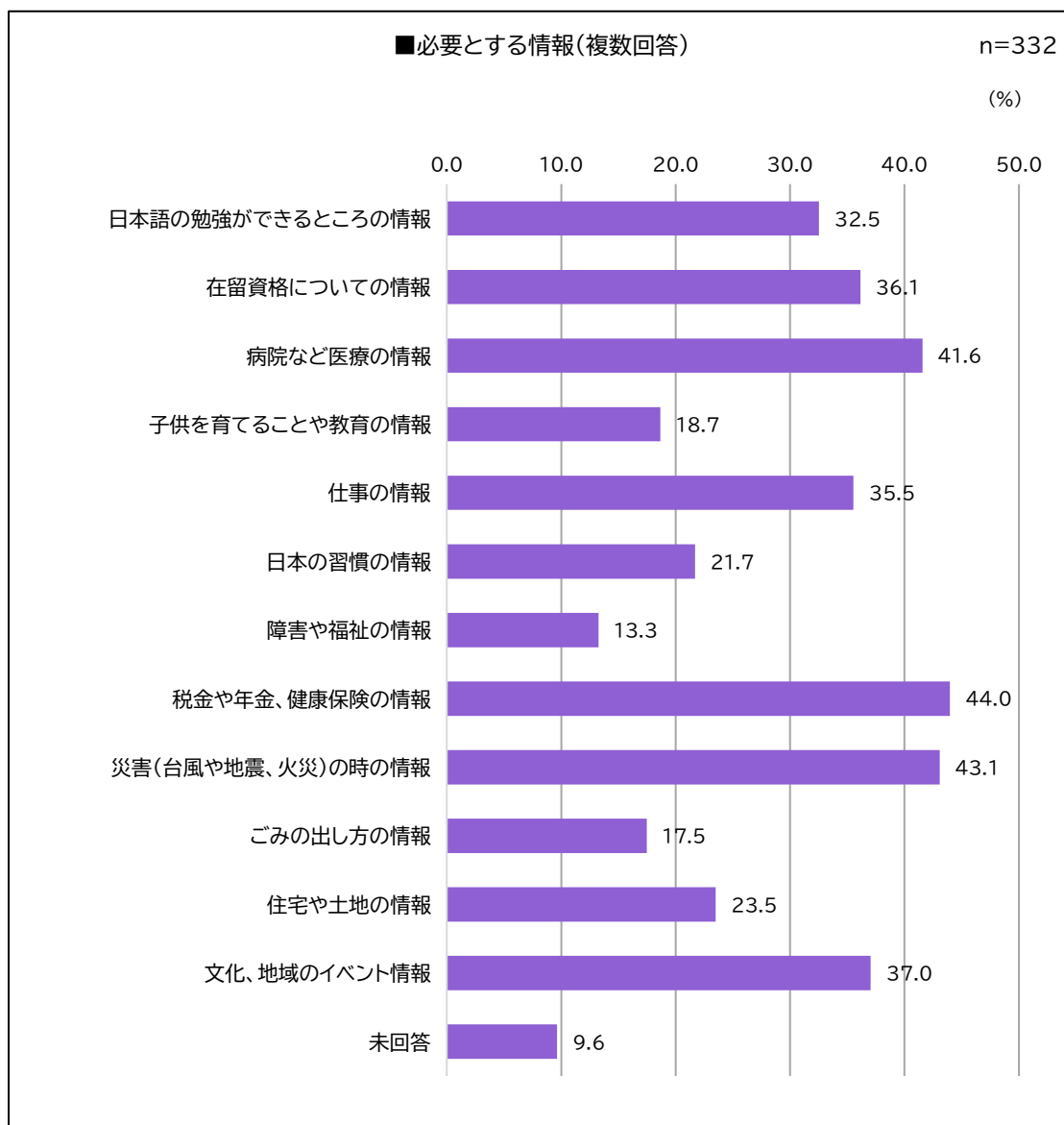


*1%以下の数値は削除している。

⑩必要とする情報

外国人市民が必要とする情報は、「税金や年金、健康保険の情報」や「災害(台風や地震、火災)の時の情報」、「病院など医療の情報」などの回答が40%を超えて多く、このほか「文化、地域のイベント情報」、「在留資格についての情報」、「仕事の情報」、「日本語の勉強ができるところの情報」などの回答も30%以上と多くなっています。

図表 2-2-21

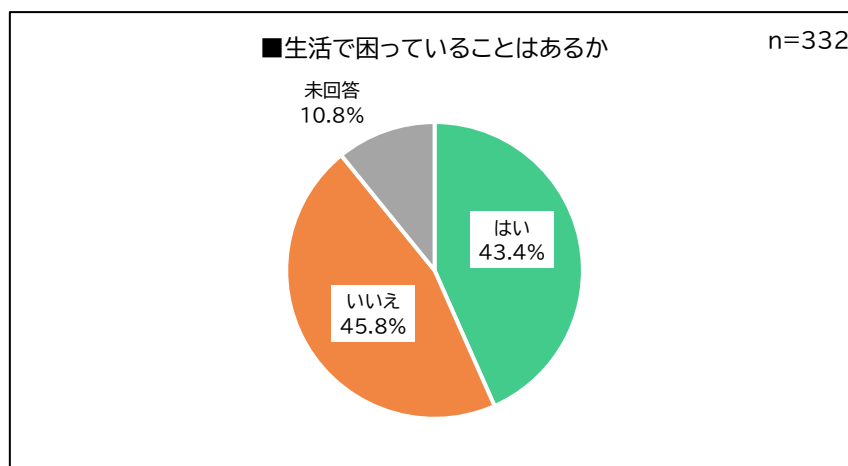


①生活で困っていることはあるか

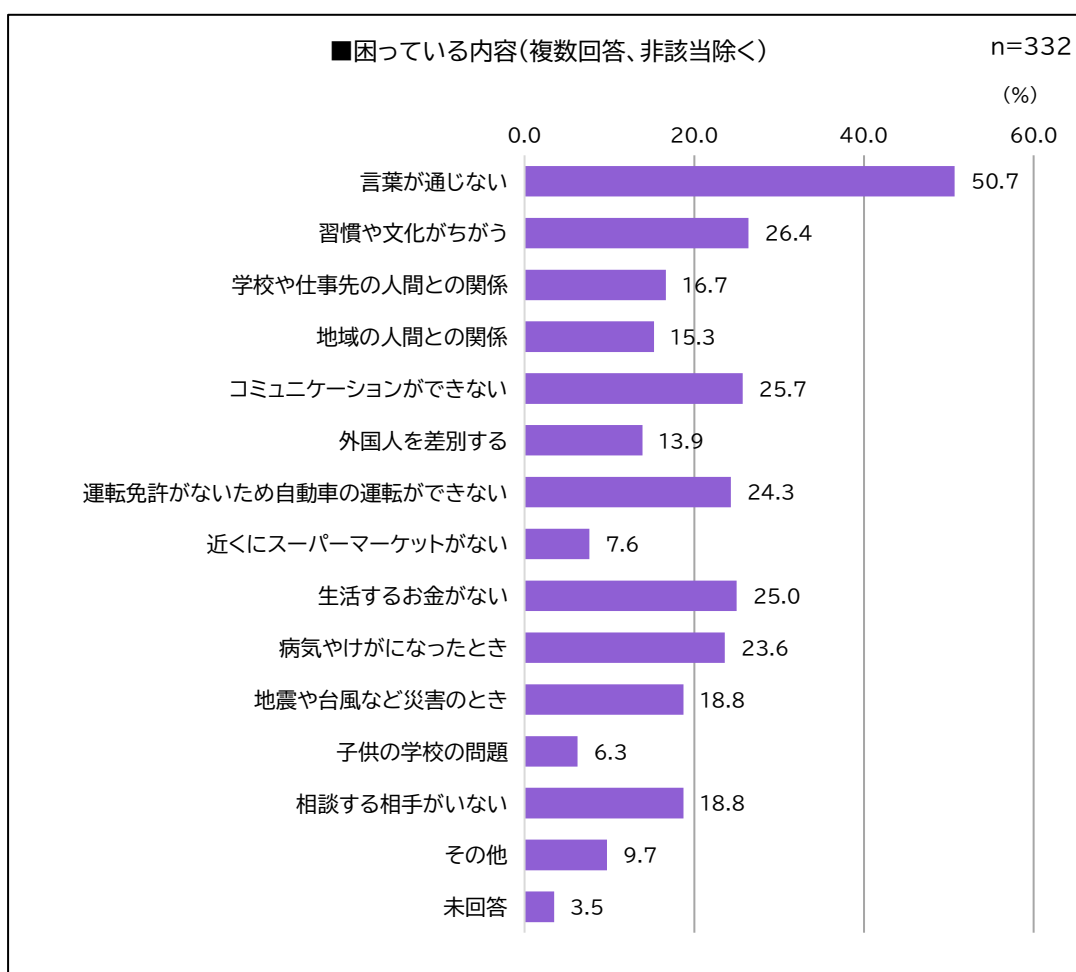
「はい(困っている)」が43.4%で、「いいえ(困っていない)」は45.8%でした。

困っている内容としては、「言葉が通じない」が最も多く、このほか「習慣や文化がちがう」、「コミュニケーションができない」、「生活するお金がない」などの回答が上位となっています。

図表 2-2-22



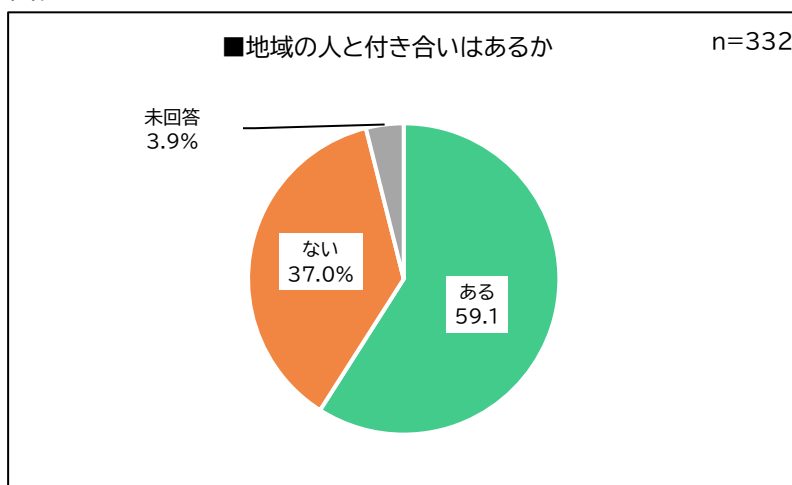
図表 2-2-23



⑫地域の人との付き合いについて

「ある」が59.1%で、「ない」は37.0%となっています。

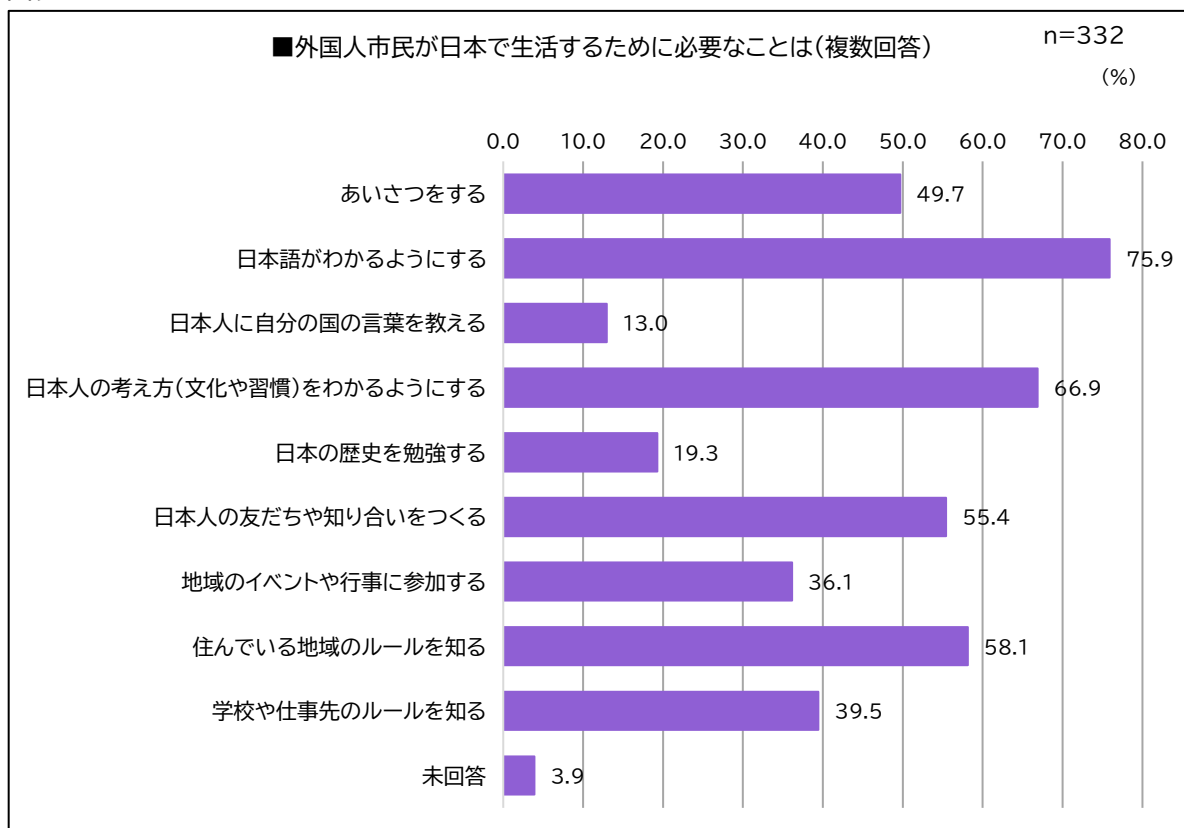
図表 2-2-24



⑬外国人市民が日本で生活するために必要なことは

「日本語がわかるようにする」が75.9%と最も多く、このほか「日本人の考え方(文化や習慣)をわかるようにする」も66.9%と多くなっています。以下「住んでいる地域のルールを知る」や「日本人の友だちや知り合いをつくる」、「あいさつをする」などの回答も上位となっています。

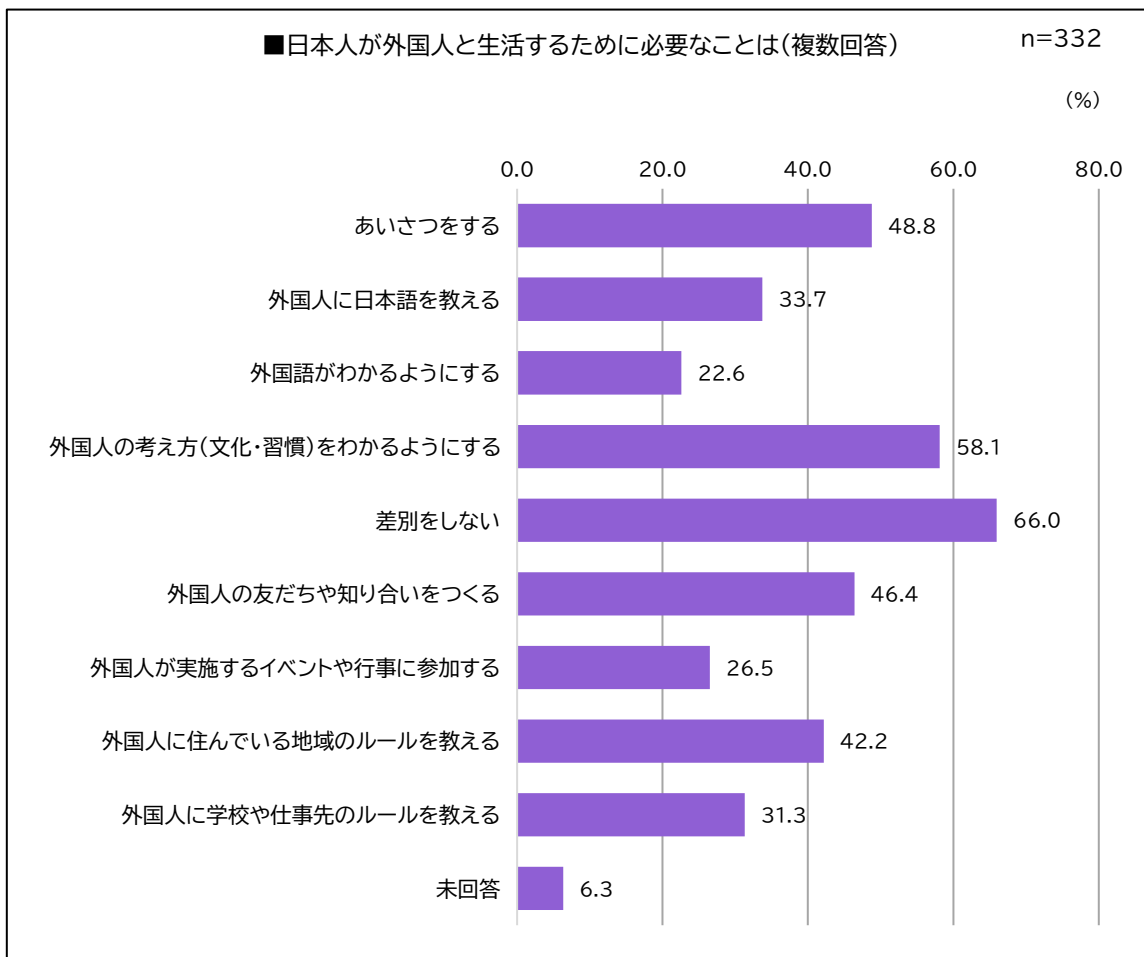
図表 2-2-25



⑭日本人市民が外国人市民と生活するために必要なことは

「差別をしない」、「外国人の考え方(文化・習慣)をわかるようにする」などの回答が多くなっており、このほか「あいさつをする」、「外国人の友だちや知り合いをつくる」、「外国人に住んでいる地域のルールを教える」などの回答も上位となっています。

図表 2-2-26

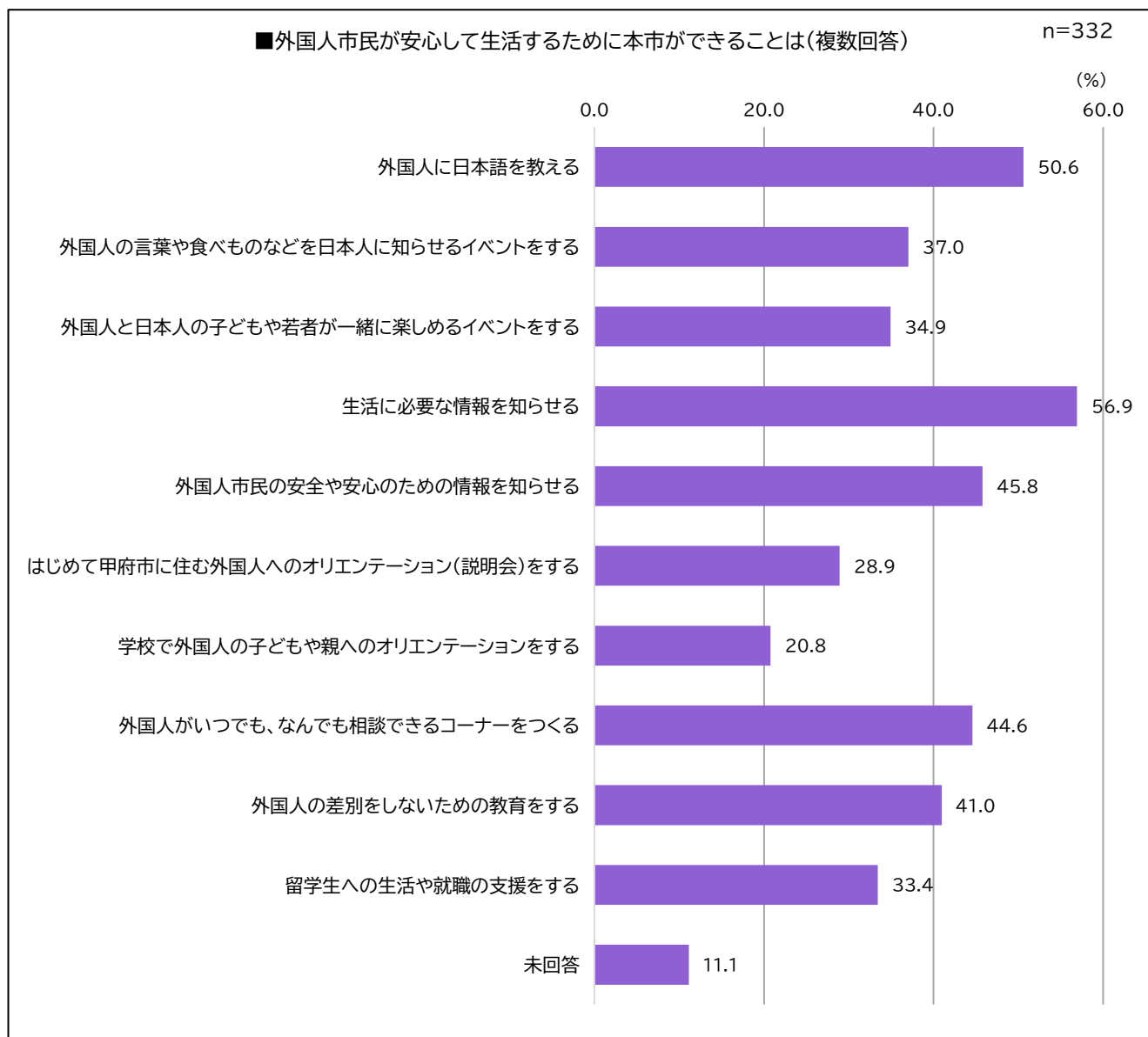


⑮外国人市民が安心して生活するために本市ができることは

「生活に必要な情報を知らせる」と「外国人に日本語を教える」が50%を超えています。

このほか「外国人市民の安全や安心のための情報を知らせる」、「外国人がいつでも、なんでも相談できるコーナーをつくる」、「外国人の差別をしないための教育をする」などの回答も上位となっています。

図表 2-2-27



(3)市内企業を対象としたアンケート調査結果

ア 調査実施の概要

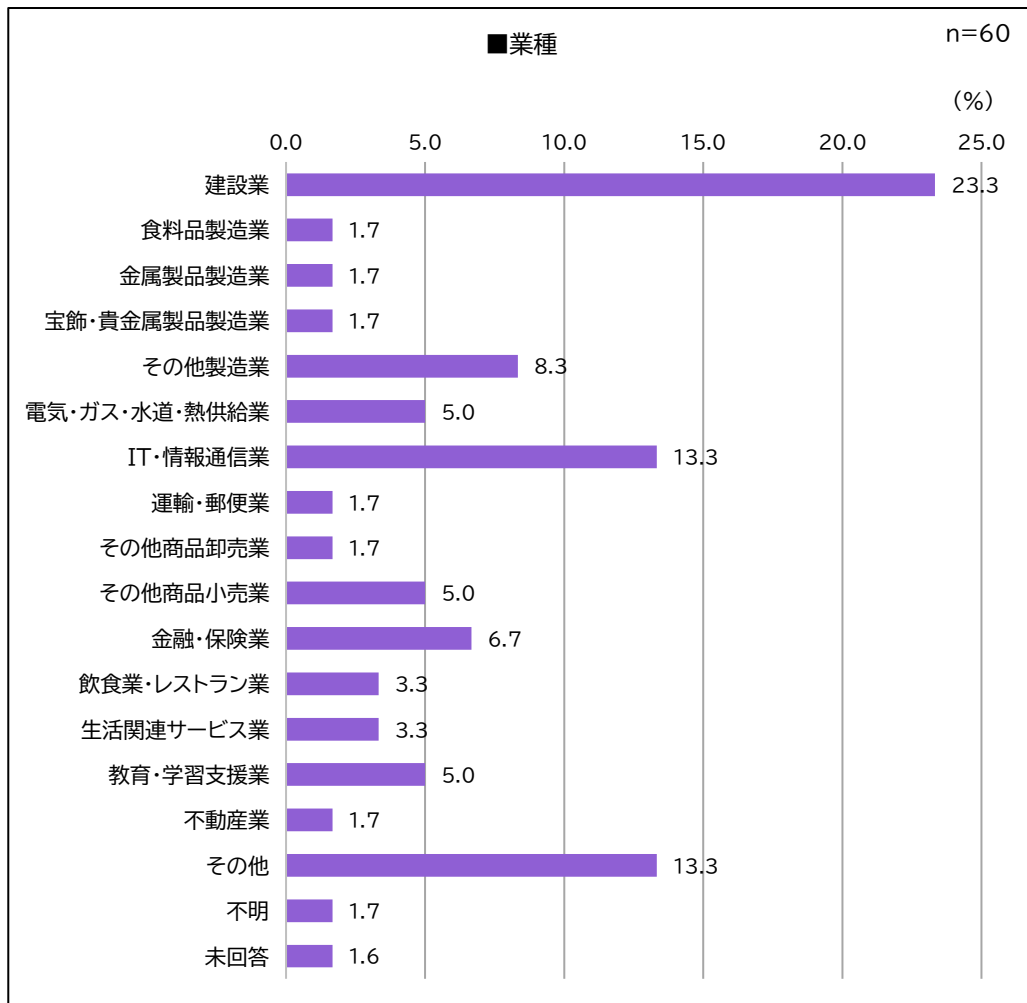
調査実施日	令和7年7月1日～同年8月8日
実施方法	郵送及びWEB方式
対象者	甲府市に本社・本店、支店、営業所を置く企業100社を抽出
回収票数	60票(郵送回収34票、WEB回収26票)
回収率	60.6%(郵送未達数1社を除く)

イ 調査結果

①業種

「建設業」、「IT・情報通信業」、「その他製造業」などの回答が多くなっています。「その他」はビルメンテナンス業2社のほか、人材サービス、社会教育団体、旅行業、警備業等が各1社となっています。

図表 2-2-28



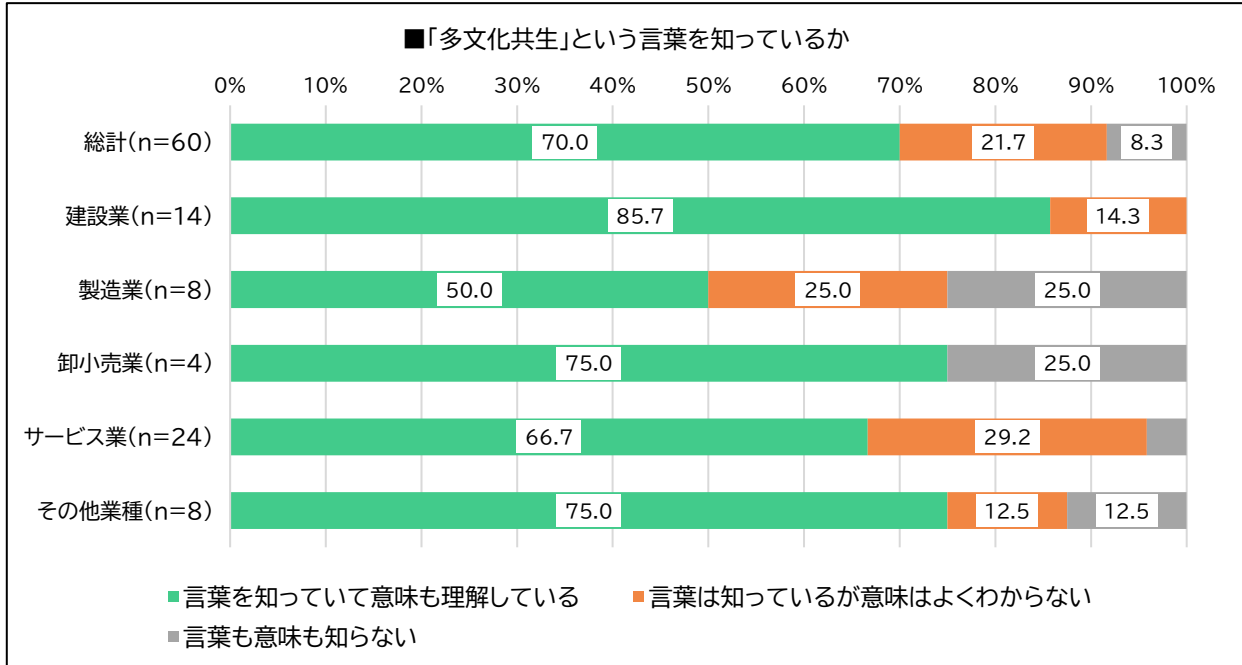
注1. 上記図表の「n」は、アンケート調査の回答者数を表します。以下同じ。

注2. 「不明」は、文字が判別不能であるもの、もしくは所定の回答数を超過して回答したものを表します。以下同じ。

②「多文化共生」という言葉の認知度

「建設業」や「卸小売業」などからの認知度が高く、全体としては70.0%が「言葉を知っていて意味も理解している」と回答しています。

図表 2-2-29

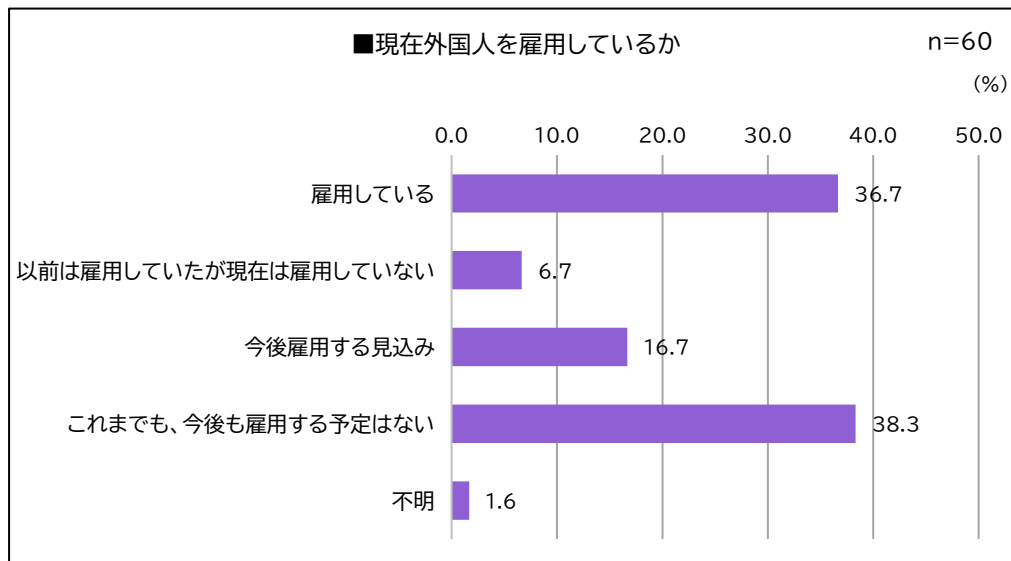


*総計は不明・未回答を含む。5%以下の数値は削除している。

③外国人の雇用状況

「雇用している」と「今後雇用する見込み」が合わせて53.4%となっています。一方、「これまでも、今後も雇用する予定はない」と回答した企業は38.3%となっています。(雇用形態は正社員、パート、技能実習生、派遣社員、季節採用等のすべてを含む)

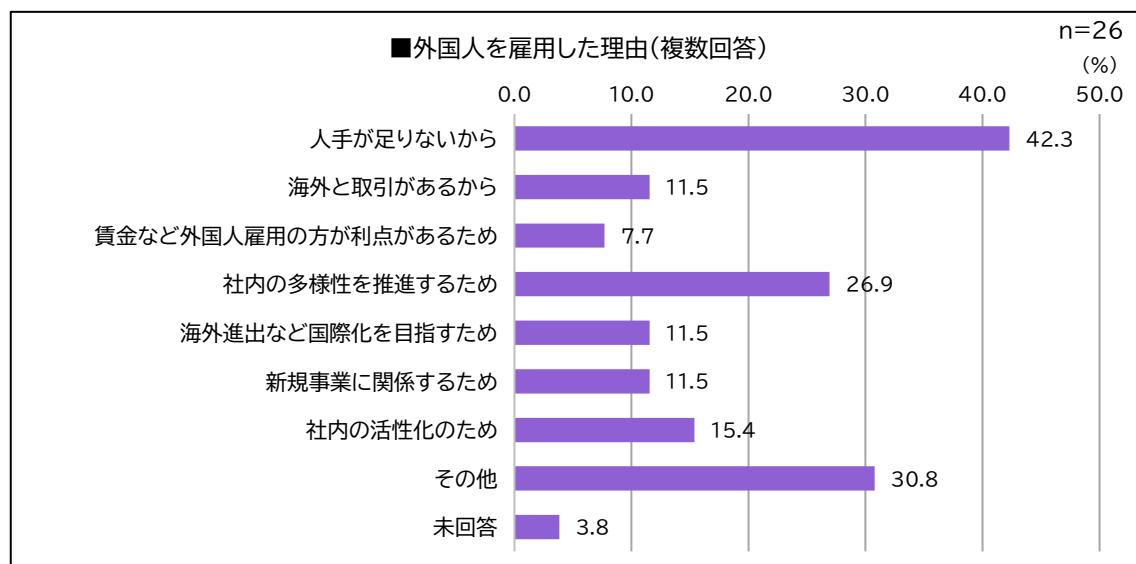
図表 2-2-30



④外国人の雇用理由(雇用している(または雇用した)企業のみ回答)

「人手が足りないから」が最も多く、このほか「社内の多様性を推進するため」との回答が上位となっています。「その他」には「縁故」、「語学学校の講師として雇用しているため」、「国籍関係なく人材を採用しているため」などの回答がありました。

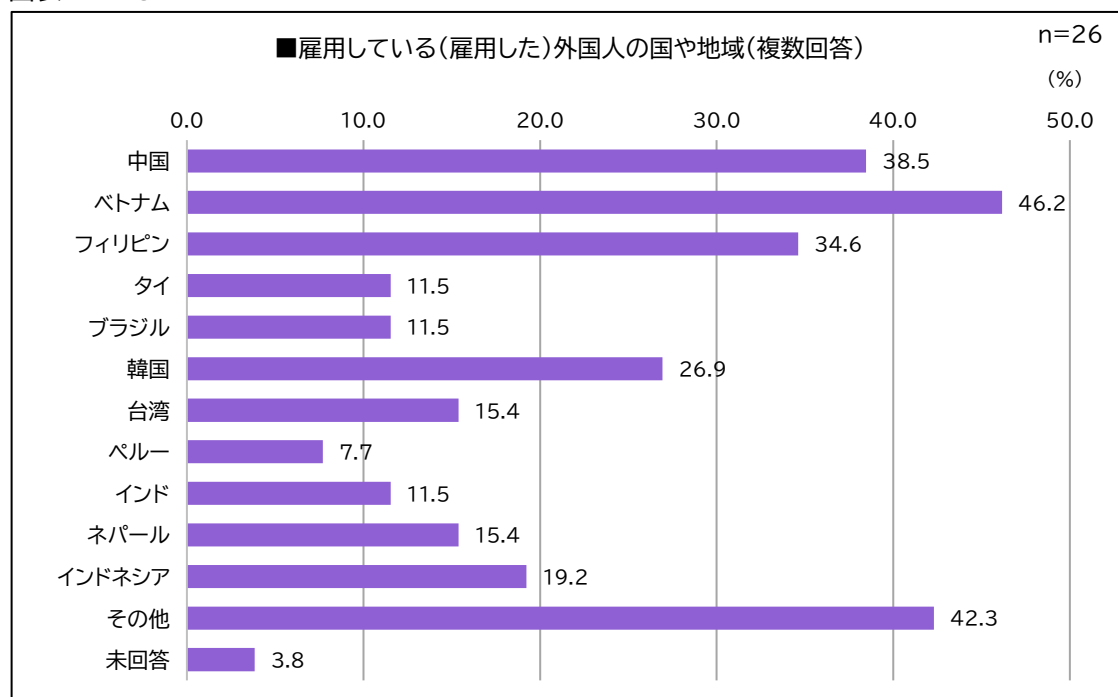
図表 2-2-31



⑤雇用している外国人の国や地域(雇用している(または雇用した)企業のみ回答)

「ベトナム」は46.2%と半数近い企業が採用しており、このほか「その他」を除くと「中国」、「フィリピン」、「韓国」の順となっています。「その他」は「米国」3人(11.5%)、「ミャンマー」と「ロシア」が各2人(7.7%)などとなっています。

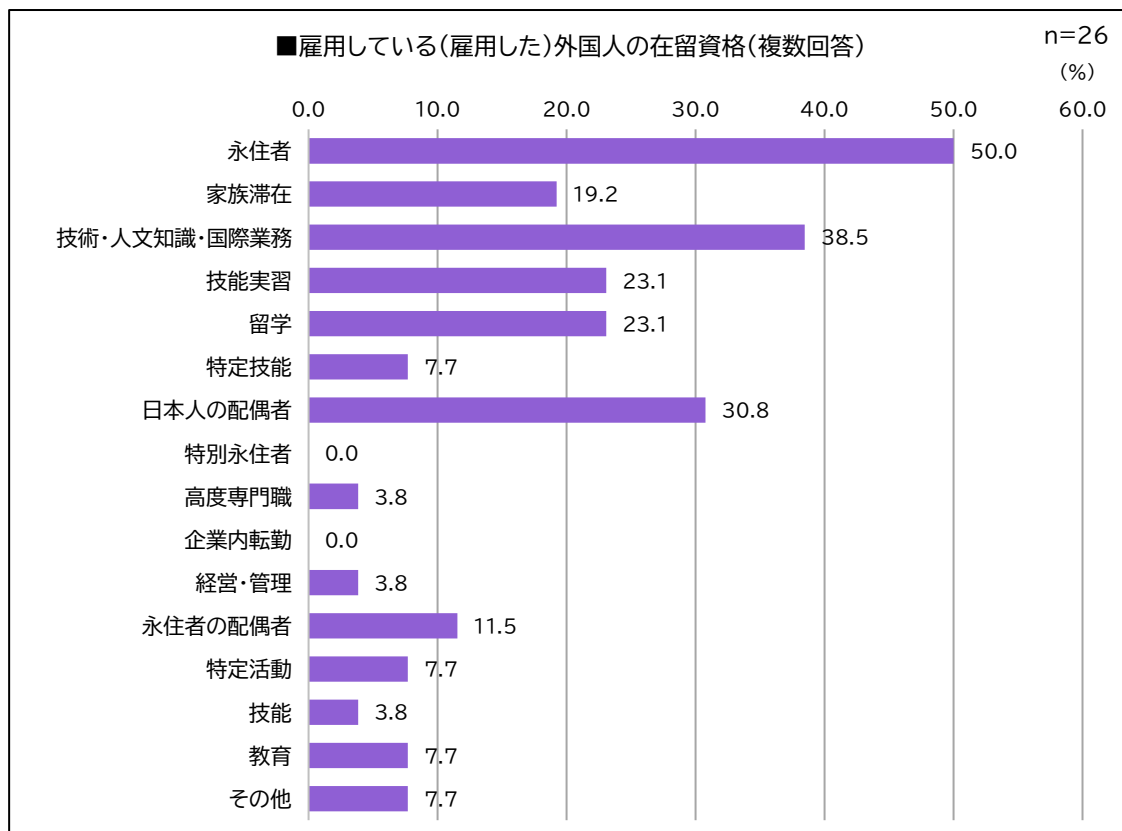
図表 2-2-32



⑥雇用している外国人の在留資格(雇用している(または雇用した)企業のみ回答)

「永住者」が半数を占め、このほか「技術・人文知識・国際業務」、「日本人の配偶者」、「技能実習」、「留学」などの回答が上位となっています。

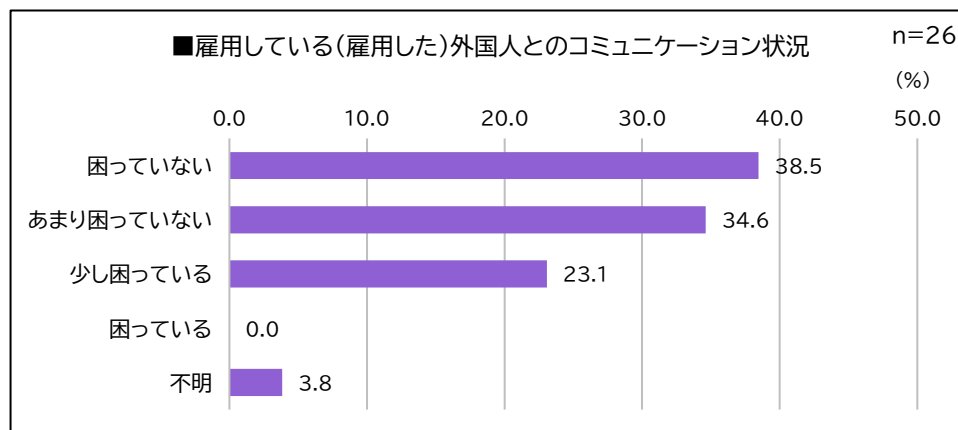
図表 2-2-33



⑦雇用している外国人とのコミュニケーションについて(雇用している(または雇用した)企業のみ回答)

「困っていない」が38.5%で、「あまり困っていない」の34.6%と合わせると73.1%の企業では大きな問題なくコミュニケーションが取れていることが分かります。なお、「困っている」との回答はありませんでした。

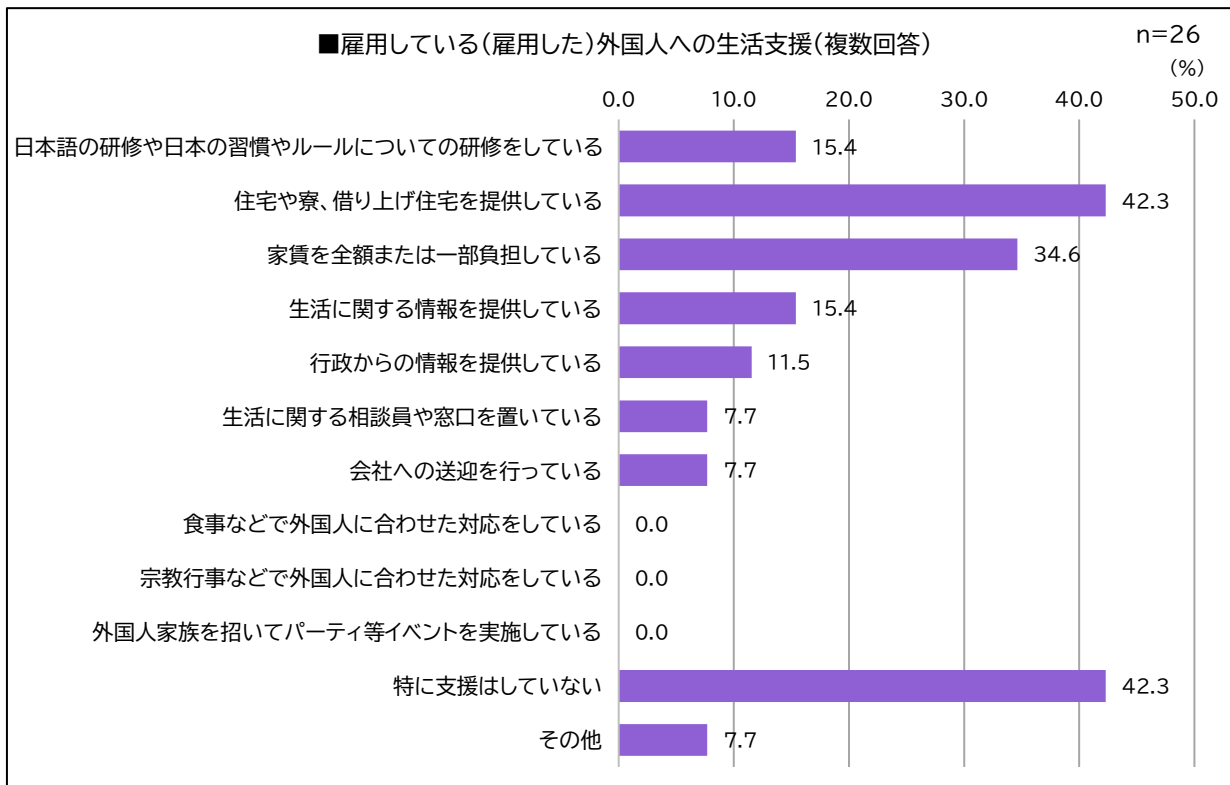
図表 2-2-34



⑧雇用している外国人への生活支援(雇用している(または雇用した)企業のみ回答)

「住宅や寮、借り上げ住宅を提供している」、「特に支援はしていない」、「家賃を全額または一部負担している」などの回答が上位となっています。

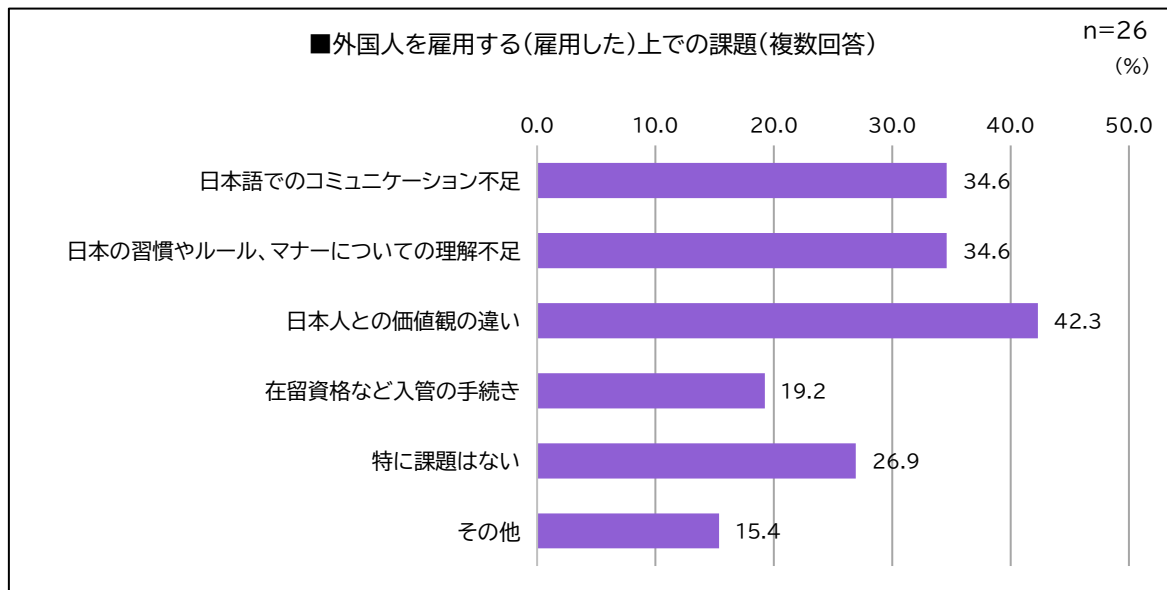
図表 2-2-35



⑨外国人を雇用する上での課題(雇用している(または雇用した)企業のみ回答)

「日本人との価値観の違い」、「日本語でのコミュニケーション不足」、「日本の習慣やルール、マナーについての理解不足」などの回答が上位となっています。

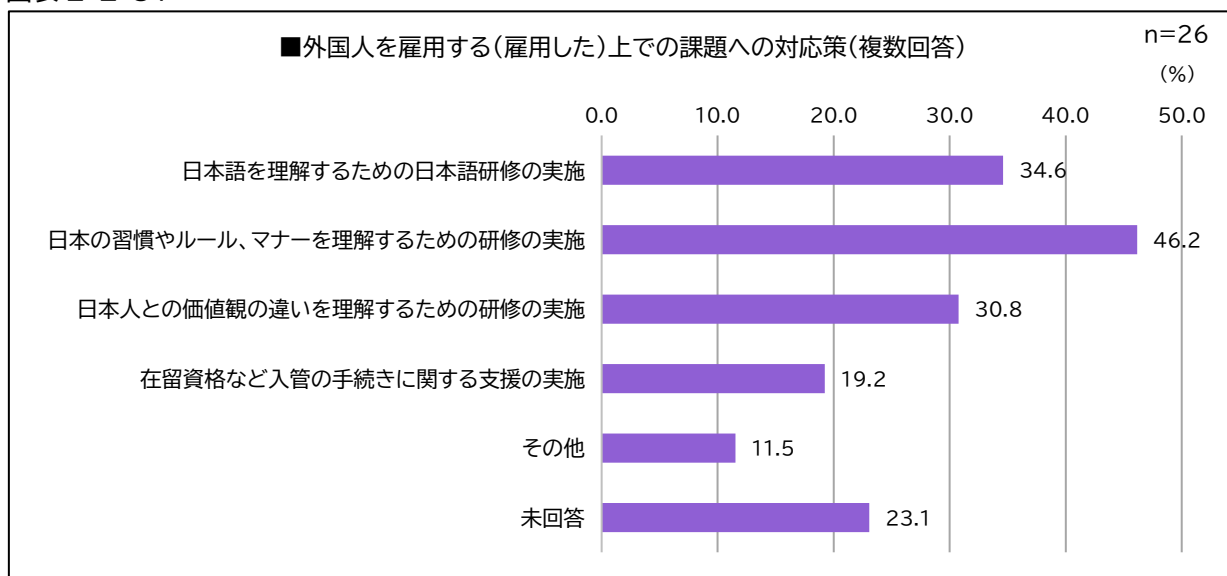
図表 2-2-36



⑩課題を解決するための対応策(雇用している(または雇用した)企業のみ回答)

「日本の習慣やルール、マナーを理解するための研修の実施」が最も多く、以下「日本語を理解するための日本語研修の実施」、「日本人との価値観の違いを理解するための研修の実施」などの回答が上位となっています。

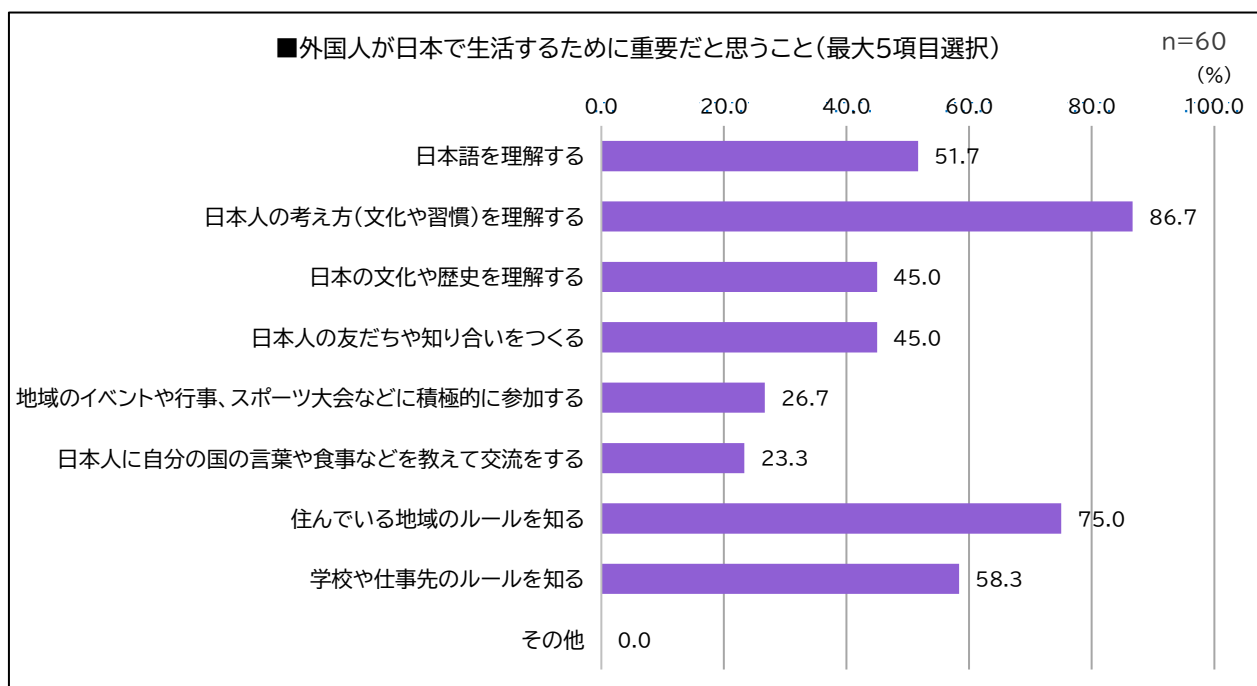
図表 2-2-37



⑪外国人が日本で生活するために重要だと思うこと

「日本人の考え方(文化や習慣)を理解する」が86.7%で最も多く、このほか「住んでいる地域のルールを知る」も75.0%と多くなっています。また、「学校や仕事先のルールを知る」や「日本語を理解する」などの回答も上位となっています。

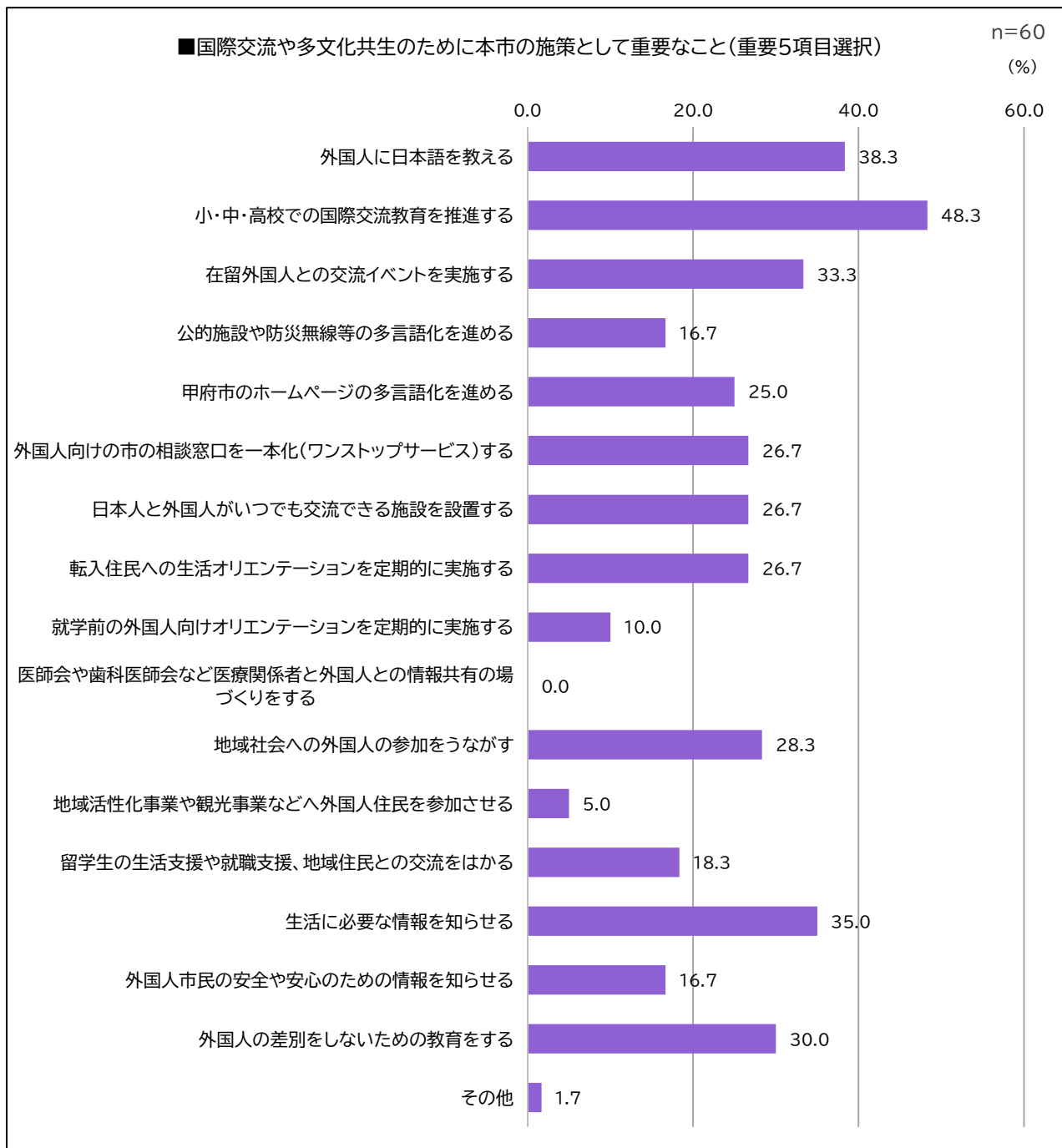
図表 2-2-38



⑫国際交流や多文化共生のために本市の施策として重要なこと

「小・中・高校での国際交流教育を推進する」が48.3%と最も多く、このほか「外国人に日本語を教える」、「生活に必要な情報を知らせる」、「在留外国人との交流イベントを実施する」などの回答も多くなっています。

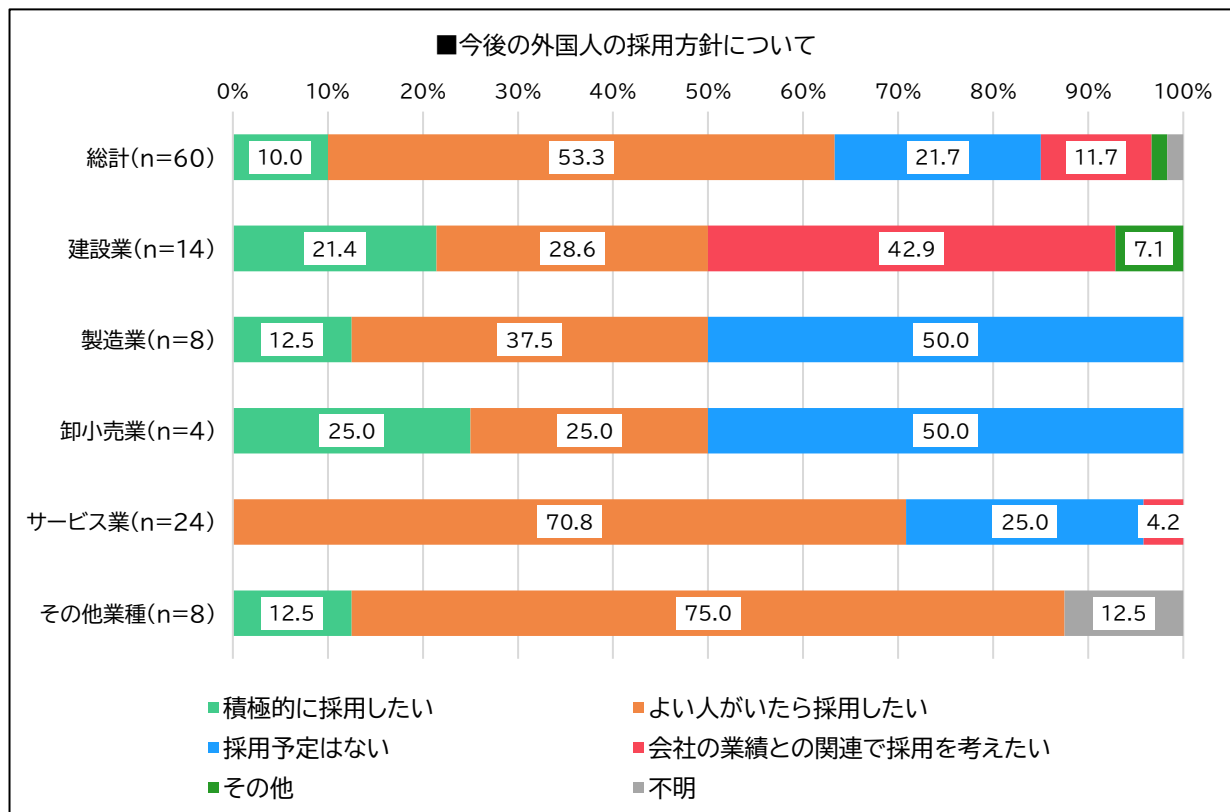
図表 2-2-39



⑬今後の外国人の採用方針

その他業種やサービス業を中心に「よい人がいたら採用したい」が53.3%と過半数を占めています。次いで製造業や卸小売業を中心に「採用予定はない」が21.7%で、卸小売業や建設業を中心に「積極的に採用したい」が10.0%となっています。

図表 2-2-40



*総計は不明・未回答を含む。4%以下の数値は削除している。



3 本市の多文化共生をめぐる課題

「甲府市多文化共生推進計画2021」の実績の検証やアンケート調査の結果を踏まえ、次の5項目が課題として挙げられます。

1 日本語教育の拡充と学習機会の充実

外国人市民の増加や生活・就労内容の多様化に伴い、日本語学習のニーズは依然として高い状況にあります。特に、外国人市民向けアンケートにおける「日本での生活で困っていること」として「言葉が通じない」という回答は50.7%と半数を超えており、コミュニケーションに困難を抱える外国人市民が多いことが分かりました。

本市ではこれまでも日本語を学習する場の提供に取り組んでおり、令和7年度からは日本語教室を拡充して開催していますが、今後も現在の取組を継続しつつ、これまで以上に関係機関や地域と連携する中で、外国人市民が日本語を学び、日本語でコミュニケーションを取りながら活躍できるよう、日本語学習機会を充実させていく必要があります。

2 多言語対応と情報発信手段の拡充

外国人市民から行政に期待することとして、「生活に必要な情報を知らせてほしい」、「母国語でいつでも相談できる窓口を設けてほしい」等の回答が上位を占めていることから、行政に対して情報提供の充実や母国語で相談できる環境を求める方が多いことが分かりました。また、情報の入手に利用しているメディアとしては、「YouTube」「Facebook」「LINE」が上位にあがりました。

外国人市民が誰一人取り残されることなく、必要な情報に確実にアクセスできるよう、多言語での対応に加え、SNSなど多様な情報発信手段をより一層拡充する必要があります。

3 地域社会への参画と生活定着の促進

外国人市民の増加に伴い心配される影響として、「ごみ出しや生活マナーの乱れ」、「治安の悪化」等の回答が上位を占めていることから、外国人市民の地域社会でのマナーについて不安に感じている日本人市民が多いことが分かりました。

地域社会の中でトラブルや孤立につながらないように、生活ルールの周知をより一層強化するとともに、外国人市民の地域への参画をさらに促進し、相互にコミュニケーションを図りながら、互いが安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

4 多文化共生教育の推進と意識の醸成

多文化共生社会の実現には、外国人市民への支援だけでなく、日本人市民の理解と協力が欠かせません。

小・中学校などの早い段階から、子どもたちが多様な文化に触れる機会を創ることで、多文化共生についての意識の醸成を行うとともに、日本人市民に向けた「やさしい日本語」の普及を促進し、多文化共生の基盤づくりを行う必要があります。

5 企業との連携強化とインバウンド客の対応

本市が外国人から就職先として選ばれるためには、行政と企業が一体となって受入れ環境づくりに取り組むことが重要です。また、インバウンド客数は年々増加しており、今後は富士五湖地域にとどまらず、県都である本市への来訪者のさらなる拡大も予測されています。

こうした変化に対応するため、留学生をはじめ外国人市民と企業をつなぐマッチング機会を創出するとともに、観光情報の多言語での発信などを強化し、就労・観光の両面から外国人にとって魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。



1 基本理念

互いを認め合い すべての人が活躍し 幸せに暮らすまち甲府

本市の最上位計画である「第七次甲府市総合計画」では、「幸せ実感 希望ある未来を創り続けるまち 甲府」を都市像に掲げています。また、多文化共生社会を実現するためには、国籍を問わず、すべての市民が互いの権利を認め、文化の違いを尊重しながら、力を合わせて取り組むことが必要です。

これらを踏まえ、「甲府市多文化共生推進計画2026」では、本市に暮らすすべての市民が互いを尊重し、一人ひとりが活躍できるまちを共に築き上げ、誰もが自分らしく生活できるよう、「互いを認め合い すべての人が活躍し 幸せに暮らすまち甲府」を基本理念とします。

2 基本目標

基本理念の「互いを認め合い すべての人が活躍し 幸せに暮らすまち甲府」の実現に向け、4つの基本目標を設定し、各施策の方向性を定めます。

基本目標1 コミュニケーションで築くまち

外国人市民が本市で安心して暮らし、力を発揮していくためには、日本語での円滑なコミュニケーションが重要です。日本語教室や教育現場での日本語指導を継続しながら、生活の場面や学習者のニーズに寄り添った実践的な学習機会の充実を図ります。

また、生活に必要な情報を多言語で提供し、確実にアクセスできる体制を整えます。言語や文化の違いを超えて相互理解が進む、つながりのあるまちを目指します。

基本目標2 心豊かに暮らすまち

市民一人ひとりが自分らしく暮らすためには、安心して日常生活を送ることが重要です。

外国人市民が抱える不安や困りごとを解消し、地域社会の一員として安心して生活できるよう支援を進めるとともに、様々な場面で役立つ相談体制を充実させます。

生活を総合的に支える取組を通じて、誰もが心豊かに暮らせるまちを目指します。

基本目標3 地域でつくる多文化共生のまち

外国人市民が地域の一員として暮らすためには、受け入れる市民や企業に対しても意識の醸成が必要です。

市民や企業を対象としたセミナーを通じて多文化共生への意識啓発を進めるとともに、「やさしい日本語」をはじめとした伝わることばの育成を図ります。

これにより、市民同士がつながり、共に地域の担い手となれるまちを目指します。

基本目標4 国際交流が広がるまち

本市に多く居住する留学生をはじめ、すべての外国人市民の活躍機会を創出するためには、行政が大学や企業と連携し、多様な人材が力を発揮できる仕組みを整備していくことが重要です。

市内大学との連携による留学生の受入れ促進・生活支援や企業等との連携による外国人市民の就業支援を通じて、外国人市民の活躍の場をさらに広げます。また、姉妹・友好都市等との交流や国際交流員の活用により、市民の国際感覚を育むことで、多様な文化や価値観に対する理解を深めます。

これにより、外国人市民の活躍や市民間の交流が自然に広がり、多くの人に選ばれるまちを目指します。

「甲府市多文化共生推進計画2026」(基本理念・基本目標)



こうふ PR 大使武田ハルくん

基本目標1
コミュニケーションで築くまち

基本目標2
心豊かに暮らすまち

基本目標3
地域でつくる多文化共生のまち

基本目標4
国際交流が広がるまち

互いを認め合い
すべての人が活躍し
幸せに暮らすまち甲府

基本理念

基本目標・基本施策

互いを認め合い
すべての人が活躍し
幸せに暮らすまち甲府

基本目標1

コミュニケーションで築くまち

1-1 日本語学習機会の充実

1-2 多言語による情報提供

基本目標2

心豊かに暮らすまち

2-1 安全・安心な暮らしの実現

2-2 生活を支える相談窓口

基本目標3

地域でつくる多文化共生のまち

3-1 多文化共生についての意識啓発

3-2 伝わることばを育む取組

基本目標4

国際交流が広がるまち

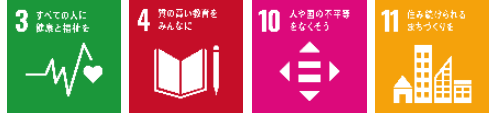
4-1 外国人の活躍機会創出

4-2 都市間交流の促進

基本理念を目指し、基本目標のもとで基本施策を実現するために、次のような具体的な施策を実施します。

基本目標1

コミュニケーションで築くまち



基本施策1-1 日本語学習機会の充実

誰でも気軽に集まり、日本語で会話ができる場としての日本語教室をはじめ、本市で働く方、子育てをしている方、子どもたちなど、ライフステージに応じて必要となる日本語を学ぶための日本語教室を開催します。さらに、市内小・中学校では、外国にルーツを持つ児童生徒に対し、日本語指導や進路相談などを通じて、学校生活への適応や将来に向けた支援の充実を図ります。

具体的施策

- ①日本語教室の開催
- ②学校での日本語指導の充実

基本施策1-2 多言語による情報提供

外国人市民が生活に必要な情報を確実に受け取れるよう、生活・福祉・教育・医療などの行政情報について、多言語による情報提供を進めます。また、「甲府市外国人生活ガイドブック」の配布による行政手続全般の周知に加え、市民への案内に「やさしい日本語」を用いるなど、伝えることを重視した情報提供に取り組みます。さらに、公共施設や生活関連施設における多言語化を促進するとともに、観光情報についても多言語で発信するなど、様々な媒体を活用し、必要な情報を分かりやすく提供します。

具体的施策

- ①生活に関する情報提供
- ②行政に関する情報提供
- ③母子保健に関する情報提供
- ④子ども・子育てに関する情報提供
- ⑤国民健康保険等の情報提供
- ⑥介護保険制度等の情報提供
- ⑦医療に関する情報提供
- ⑧感染症に関する情報提供
- ⑨公営住宅入居についての情報提供
- ⑩教育に関する情報提供
- ⑪公共施設・生活関連施設の多言語化促進
- ⑫外国人向け観光情報の発信

基本目標2

心豊かに暮らすまち



基本施策2-1 安全・安心な暮らしの実現

防災情報を多言語で取得できるツールの周知を図り、必要な情報を確実に受け取ることができる環境づくりを進めるとともに、外国人市民の防災訓練への参加促進や防災リーダーの育成に取り組みます。また、地域社会の中でトラブルや孤立を生まないように、ごみの出し方など生活ルールの周知を図るとともに、自治会活動などを通じた外国人市民の地域への参画を促進します。

- | | |
|-------|----------------------|
| 具体的施策 | ①外国人市民に対する防災・防犯対策の推進 |
| | ②防災リーダーの育成 |
| | ③ごみの出し方の案内 |
| | ④外国人市民の地域社会への参画促進 |

基本施策2-2 生活を支える相談窓口

外国人市民が地域社会の一員として安心して生活できるよう、相談体制の充実を図ります。日常生活における多言語での相談窓口の設置や税・保険料制度等の理解促進及び納付に関する相談対応を行うとともに、教育現場においては児童生徒や保護者に対して学校生活や進学等に関する教育相談に対応していきます。

- | | |
|-------|------------------|
| 具体的施策 | ①日常生活における相談窓口の設置 |
| | ②税・保険料の納付相談等の充実 |
| | ③個別教育相談の実施 |

基本目標3

地域でつくる多文化共生のまち



基本施策3-1 多文化共生についての意識啓発

外国人市民が日本人市民と交流しながら日本文化への理解を深める機会を創出するため、「やさしい日本語会話・異文化体験サロン」や「食の異文化交流会」などの交流事業を開催します。また、地域住民等を対象とした多文化共生への理解促進に向けたセミナーの開催や小・中学校における多文化共生に関する教育の推進に取り組みます。さらに、多文化共生を支える人材の育成に向け、研修等を継続的に開催していきます。

- | | |
|-------|------------------------|
| 具体的施策 | ①地域住民等に対する多文化共生の意識啓発 |
| | ②小・中学校における多文化共生教育の推進 |
| | ③多文化共生のための人材育成研修・講座の開催 |

基本施策3-2 伝わることばを育む取組

行政において分かりやすい日本語で接遇できるよう、職員を対象とした「やさしい日本語」活用セミナーを開催します。さらに、地域社会においても日本人市民と外国人市民が円滑にコミュニケーションを図れるよう、市民向けセミナーの開催などを通じて、「やさしい日本語」の普及を進めます。

具体的施策	①行政における「やさしい日本語」の活用
	②地域社会への「やさしい日本語」の普及

基本目標4 国際交流が広がるまち



基本施策4-1 外国人の活躍機会創出

市内大学と連携し、留学生の受入れ促進や生活支援に取り組みます。また、イベント等を通じて留学生の活躍機会を創出し、留学生と市民の交流機会を広げます。さらに、企業等との連携により、留学生と市内企業のマッチング機会を創出するとともに、留学生を含む外国人市民の就業・起業を促進します。

具体的施策	①留学生の生活等に関する支援
	②留学生の活躍機会創出
	③連携による就業支援
	④起業促進のための情報提供

基本施策4-2 都市間交流の促進

市民の国際感覚の醸成を図り、多様な文化や価値観への理解を深めるため、姉妹・友好都市等との交流を通じて、市民レベルでの文化・教育交流を推進します。また、国際性豊かな視野を持つ青少年の育成を目的に、児童生徒の姉妹・友好都市派遣事業を実施するとともに、市民の異文化体験の機会創出を目的に、国際交流員による講座を開催します。

具体的施策	①姉妹・友好都市等との交流事業の推進
	②国際感覚を養う教育の推進
	③国際交流員の活用

1 推進体制

本計画を推進するための基本的な考えとして、基本理念に沿って基本目標を達成するための推進体制づくりが求められます。具体的には以下のとおり進めていきます。

(1) 甲府市多文化共生推進委員会

学識経験者や自治会関係者のほか、公募市民で構成される多文化共生推進委員会を設置し、本計画の進捗状況に関する評価・検証を行い、着実に計画を推進します。

(2) 庁内や関係機関との連携

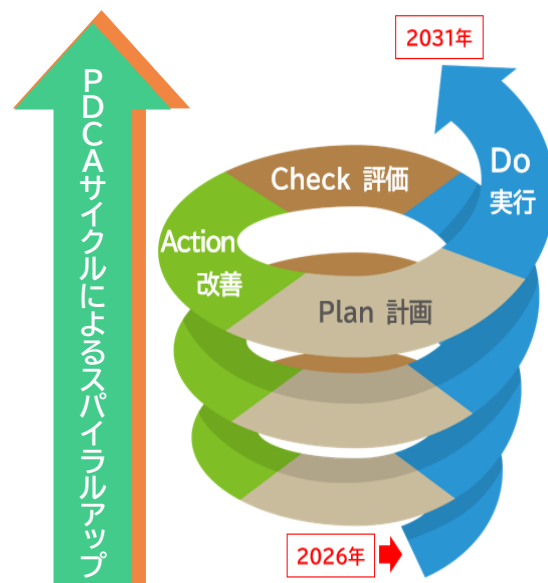
庁内に多文化共生庁内連絡会議及びワーキンググループを設置し、部内各課の連携・調整の役割を担うことで、情報共有を行い、多文化共生の推進にかかる横断的な支援体制の構築を図ります。また、国や県などの行政機関や関係団体、民間企業、教育機関など様々な関係先と連携を図ります。

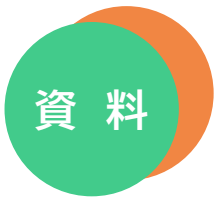
2 進行管理

本計画では、PDCAサイクル(計画→実行→評価→改善)を基盤とし、改善を積み重ねて段階的に質を高める「スパイラルアップ」を図ります。これにより、施策の効果を検証しながら、より効果的な多文化共生の推進につなげていきます。

国際交流課が計画の取りまとめを担い、甲府市多文化共生推進委員会及び甲府市多文化共生庁内連絡会議において、毎年PDCAサイクルに基づき、計画の実効性や継続性を確保するための各施策の評価・検証を行うとともに、施策の達成状況を把握しながら進行管理を行います。

また、5年後には社会情勢や取組の進捗状況、効果などを検証し、計画全体の見直しを行います。





- 1 甲府市多文化共生推進委員会設置要綱
- 2 甲府市多文化共生推進委員会委員名簿
- 3 甲府市多文化共生庁内連絡会議設置要綱



甲府市多文化共生推進委員会設置要綱

平成 28 年 3 月 2 日

市 民 第 1 号

(目的)

第 1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な多様性を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会を推進するため、甲府市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(期間)

第 2 委員会の設置期間は、「甲府市多文化共生推進計画」の実施期間内とする。

(所掌事項)

第 3 委員会は、次に掲げる事項について意見交換及び関係者等との協議を行う。

- (1) 「甲府市多文化共生推進計画」の検証及び見直し等に関する事項
- (2) 多文化共生施策に関する事項
- (3) 外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関わる事項
- (4) 外国人市民のネットワークづくりに関する事項
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要と認められる事項

(組織等)

第 4 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 1 1 名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募による者（外国人市民を含む。）
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 5 委員の任期は、委嘱した日から 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出、その他協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 委員会の庶務は、市長直轄組織市長室国際交流課において処理する。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市多文化共生推進委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	秋田 辰巳	山梨学院大学 学長代理
学識経験者	萩原 孝恵	山梨県立大学 国際政策学部 国際コミュニケーション学科教授
学識経験者	池田 充裕	山梨県立大学 人間福祉学部 人間形成学科 教授
学識経験者	伊藤 孝恵	山梨大学 国際化推進センター 教授
学識経験者	三井 さや花	山梨英和大学 人間文化学部人間文化学科 准教授
関係団体等	花田 智	甲府商工会議所
関係団体等	畑 晴夫	甲府市自治会連合会
関係団体等	内藤 裕利	山梨県国際交流協会
一般公募者	高岸 貢	集住地区代表 (貢川団地)
一般公募者	徐 芸	
一般公募者	赤池 ミッシェリ	

(設置)

第1 甲府市における多文化共生の推進にあたり、外国人への対応を組織的かつ円滑に進めるため、甲府市多文化共生庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会議は、次に掲げる事項について、協議、調整、調査及び研究を行う。

- (1) 外国人住民を取り巻く問題点及びその対応に関すること。
- (2) 多文化共生施策の方針及び推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 連絡会議は、別表に定める部署の課長職等にあるものをもって組織する。

(ワーキンググループ)

第4 連絡会議に、ワーキンググループを設置する。ワーキンググループは、別表に定める部署の係長職等にあるものをもって組織し、連絡会議が所掌する事項について専門的に調査及び研究する。

(会議)

第5 連絡会議及びワーキンググループは、市長直轄組織市長室国際交流課が招集し、会議を進行する。

2 連絡会議及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、その他協力を求めることができる。

(庶務)

第6 連絡会議及びワーキンググループの庶務は、市長直轄組織市長室国際交流課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3、第4関係）

市長直轄組織	市長室	国際交流課 情報発信課
	危機管理室	危機管理課 防災企画課 地域防災課
	財政経営室	財政課 連携共創課
	市民総室	市民課 協働推進課
企画部	市民総室	市民課 協働推進課
	税務管理室	収納推進課
福祉部	福祉総室	健康保険課
	福祉支援室	長寿介護課
保健衛生部	生活衛生室	医務感染症課
子ども未来部	子ども未来総室	子育て支援課
		子ども保育課
		母子保健課
環境部	環境総室	ごみ減量課
産業部	産業総室	企業立地雇用推進課
	商工観光室	商工課 観光課
	まちづくり総室	住宅課
まちづくり部	まち開発室	都市計画課
	まち整備室	道路河川課
	病院事務総室	医事課
市立甲府病院事務局	病院事務総室	医事課
教育部	教育総室	学校教育課 学事課
	生涯学習室	図書館
	営業管理室	営業課
上下水道局業務部	営業管理室	営業課



こうふし たぶんか きょうせいすいしんけいかく
甲府市多文化共生推進計画 2026

Kofu City Promotion Plan for Intercultural Cohesion 2026

令和8(2026)年3月

甲府市ホームページ

